昭和５４年度

文化財調査報告書

第１０集

前橋市教育委員会

目次

はじめに……教育長　金井博之　1
一、上泉郷蔵附上泉古文書関係調査報告……1
1　上泉古文書……1
2　上泉古文書総目録……13
二、妙安寺総合調査報告（三）……24
一谷山記録　一
三、昭和五十三年度前橋市指定文化財……32
史跡本城氏の墓三基
史跡亀塚山古墳
四、昭和五十四年度埋蔵文化財発掘調査概報……34
1　芳賀東部団地遺跡
2　山王廃寺跡第六次調査
3　富田南部遺跡群
4　西大室遺跡群
5　清里南部遺跡群
五、文化財調査関係写真……41
上泉郷蔵関係
昭和五十三年度前橋市指定文化財
昭和五十四年度埋蔵文化財発掘調査
あとがき

はじめに

昭和五四年度の文化財保護行政におきましては年度当初、係職員を五名増員いたしまして、一五名としてスタートしました。これは新規事業に対応し、市民の要望に応えるべく、市長部局のご理解をいただき実現をみたものであります。これにより、文化財保護行政を推進してまいりましたが、その主たる事業は埋蔵文化財発掘調査と文化財保護行政一般とに大別することができます。

埋蔵文化財発掘調査は芳賀東部団地遺跡・山王廃寺跡のほか新規に土地改良事業の事前調査として富田南部・西大室・清里南部の三地区を実施いたしました。芳賀東部団地遺跡においては昨年度後半に続いて、奈良・平安と推定される時代の掘立柱建物跡が八九棟分発掘されました。山王廃寺跡においては塔跡の西に基壇が発見され、金堂跡と推定するにいたりました。また、「放光寺」と書かれた文字瓦も検出されました。富田南部遺跡群では鎌倉時代末期～戦国時代と推定される墓域を調査し、そこに設置された板碑・宝塔など多くを検出しました。西大室遺跡群では古墳を発掘し、墓前祭祀の場と推定されている「前庭」を調査し、それに使用されたとみられる土師器等を検出しました。これらは本年度発掘調査結果の主な成果でありますが、いずれも近年にない発見であり、前橋市にとってはもちろん、歴史的な価値はきわめて高いものとみられております。

文化財保護行政一般では例年のとおり文化財の保護管理を実施してまいりました。普及活動では文化財調査委員による総合調査が上泉郷蔵文書を中心として実施されました。これに関連し、文化財めぐりは芳賀・桂萱地区の文化財を訪ねて徒歩により行ない、文化財展では絵馬の展示とそれについての講演会を実施しました。史跡等の整備事業では昭和五三年度指定された亀塚山古墳を整備いたしました。郷土芸能大会は本年度第七回を迎えました。これについては前年度から本年度にかけて、行政自治委員のご協力を得て、実態調査を行いましたが、これに基いて前橋市郷土芸能連絡協議会が結成されました。出版物としては「発掘調査報告書」を予定しており、さらに「前橋市の歴史と文化財」、スライド解説書「前橋市の文化財」が発行されます。普及活動については、郷土芸能連絡協議会の結成により今後、伝統ある芸能の保存・伝承に大きな役割を果すものと期待されます。

この調査報告書には総合調査・発掘調査の結果並びに昭和五三年度新規前橋市指定史跡等を上載いたしました。改めて、前橋の歴史の深さと広さとに驚かされております。それにしても日ごろ、本市の文化財保護についてご尽力をいただいている文化財調査委員をはじめ関係各位に対しまして、厚くお礼を申し上げます。あわせて、本調査報告書が文化財保護の一助として活用いただければ幸甚であります。

昭和五五年三月二〇日

前橋市教育委員会

教育長　金井博之

例言

1　本報告書は、上泉郷蔵附上泉古文書関係調査、妙安寺総合調査、昭和五十三年度市指定文化財及び埋蔵文化財発掘調査についての報告である。

2　上泉郷蔵附上泉古文書関係については、昭和五十四年度事業の一つとして、前橋市文化財調査委員である山田武麿氏、中沢右吾氏、丸山知良氏に調査していただいたものである。

3　妙安寺総合調査は、昭和五十二年度に前橋市文化財調査委員の方々に調査していただいたもので、昭和五十二年度文化財調査報告書（第8集）から引き続き掲載しているものである。

4　埋蔵文化財発掘調査については、昭和五十四年度に前橋市教育委員会で実施した五遺跡について、その概略を記したものである。

5　上泉郷蔵関係文書同目録及び妙安寺所蔵文書の記載にあたっては、群馬大学教授・前橋市文化財調査委員である山田武麿先生に終始御指導をいただいた。

6　古文書は、原則として、旧漢字は新漢字に直した。また、表出は二字あけ、欠字は一字あけとし、読みやすくするため読点を付した。

一、上泉郷蔵附上泉古文書関係調査報告

上泉町宿一、一四〇にある上泉郷蔵は、間口八間、奥行三間、瓦葺荒壁の土蔵で、その棟札から寛政八年の創建であることがわかる。現在では祭礼用具がここに保管されているが、明治四二年まで郷蔵として使用されていた。

また、上泉地区に保管されている古文書は、この郷蔵の創建や使用に関するものを始め、前橋藩領としての施政状態並びに庶民の生活などの推定を為し得るもの等、貴重な資料であることが知られている。しかしながら、この文書に関して以前行われた調査では、そのうちの一四二点が計上されたのみである。このため前橋市では、上泉郷蔵及び上泉古文書を地元管理者等の協力を得て、文化財調査委員による調査を左記のとおり実施した。

調査期日　昭和五四年六月八・九日

調査の対象　上泉古文書

調査者　前橋市文化財調査委員

山田武麿

中沢右吾

丸山知良

調査の方法　上泉地区所有の古文書のすべてに整理番号をつけ、カードを採り、目録を作り七四八点を計上し、そのうちの一部について写真撮影を行い記録化を図り、番号を表記した茶箱三つに収納した。

ただし、明治二〇年前後以降の分は未調査。別箱に収納した。

1　上泉古文書

(1)　宝永二年　社倉の由来

(表紙)「酉之正月廿日

上泉村
名主
弥右衛門

社倉の由来

寛永二年

」

社倉之由来之事

古昔聖人之御代ニ者氏八人を為一組、今之五人組也、右八人田畑耕作ニ茂又薪を取ニ出るニ茂、挨拶能誘引同道して出入をする也、病人之有時者互ニ致介抱、或又火事ニあひ憂難儀ニ遭時者、耕作遅成事を互ニ助合、水損旱損之有時ハ互ニ救合也、故ニ人之心茂正直にして中能頼母舗也、後世壱人之心邪智にして人之物を奪取、人之憂難儀を悦、救心もなく不仁無道なる心之仕方故、天道ニ茂すてられ我茂又不仕合にて憂難儀に遭也、故国の民たる者ハ何茂中よく心正直に持、憂難儀之時ハ相互ニ救合、邪倹なる心を不持挨拶よくいたすへし、必天道に叶思値に可成也、又古聖人一里二十五家一社とて、二十五人宛に各地神を立、真心にいたして土の神を祭也、土を守護する神是を社神と言也、社神之為ニ蔵有是を社倉と言也、社者今之地神之事、倉ハ今之穀蔵也、然時者社倉者民之為なり、民ハ国之本なり、民ハ食を天とする也、社ハ食を生する主神なれハ地神の社ハ民之為立る也、五穀百穀之能年々登り、熟して豊年ニ成様にとて地神を祭る也、故に五穀茂能登る熟して国に無飢饉なり、社倉ハ豊年之年、五穀を集納おき、凶年の年発倉ヲて民之餓に及者を相救故に、聖人之時代に者天下に一人も飢に及者なし、国に国富民足り在々村々皆繁栄なり、此民之飢饉を救ハん為ニたくわへ置ク倉を社倉といふなり、

後世は所々の鎮主地神（ママ）之祭茂真実にする事なく、社倉も不立、飢饉の年の儲もなく、或ハ少茂貯あれハ遠国の神に参り、各所見物に出る故に、耕作遅成、耕作＝被追故、不作して家茂衰る也、所々之鎮主地神にも悪まれ、其在所を放れ、鎮主之守り茂なく、民の中茂悪敷なり、方々と流浪して困窮難儀をする也、たとへ者我父母を捨て、他人之父母に仕へ、一村之人を棄て、他村之人に親に似たる、我父母捨人之父母を尊時、我父母可悦乎、一村之人を棄て、他村之人に親しまは、一村之者可悦乎、我鎮主を捨て遠国之神参をする時者、我鎮主可悦乎、必不悦也、此道理を能々合点して、所之鎮主地神を大事に祭り、耕作家業に不怠、常に心を尽し、費なる事なきようにいたし、真心正直を第一として上の御為をおもふ時者、鎮守茂能守護あり、所をもふ故人と中もよく、我々の仕合茂能繁昌し、子孫も永々続也、故＝鎮主茂悦、民の為に成事以條目書付渡也、必條目之通能相守り、各互にたゝ君の為になるにあらす、民之飢饉難儀之救之為也、思随分社倉之穀物條目之通集置時は民も豊になり、所も栄へ、君の御為にも成なり、此意味を覚て、心有名主組頭合点して、小百姓合点遠き者＝ハ、正月五節句遊之日なとに名主方へ招寄、能々合点を致ゝ様に為申聞、皆々相共に悦て、我々か為也とおもひ社倉料を可集也、豊年之時ハ集納、又凶年之時者発倉可救也、必無構豊凶年年々可集也、故書〆村々所々江相渡、能見て致合点可用也

條々

一遠国仏神参詣、各所見物に出、所之仏神致麁末、耕作家業に怠り身代持崩申間敷事

附遠国江行日数久敷遊費時ハ、鎮主茂怒りをなし、耕作之妨にも成、身代衰者也

一諸勧進他所之乞食不知行衛者一切堅不可入、其村右制道人＝者所之乞食穢多を可致事

附同村之飢人乞食を可養、他村他国之餓人乞食にあたふる時者、同村之人を捨て、他村之人江親に似たるへし

一不似百姓長脇指、或衣類印籠巾着、諸持遊道具男女共に不可求事

附櫛笄鼻紙袋小刀小柄之類、美々敷仕、惣躰無用之道具之事也

一社倉料人別にて、民一人前ゟ麦五合つつ可出、一家五人居ル人者弐升五合、拾人有人ハ五升宛之意にて、五月晦日切＝可納事

附山方里方可有了簡、如此年々納置とて、他人之物にあらす、何程富貴＝而も、万一火難に遭時者其助になる、若一代仕合能時者、其子孫に譲り、年々納置時者至子孫大分也、子孫之救になる時者結構成事なり

一浜方山方麦無之村々者銭壱人前七銭にて茂、或籾又者何成共、土地相応之物、麦五合之代程可出事

一社倉麦大方三月末より、四月五月初迄可借事

附旱損水損風損之砌者、村中相談之上及難儀ハ考利安＝可借、常＝借時者大切之砌、麦無之ゝ間、猥りに常法之通三月四月前＝不可借事

一火事に遭、牛馬を殺、又者病人憂難儀有之輩ハ、当人年々納置ゝ分者不及申、村中ゟ納置ゝ分相加、不限何時＝名主組頭見合、身代分限ほと＝願可借事

附借捨或無利又加利足一割二割、様子次第見合可借也

一京都日光遠国江御越御国代之砌、賦金之足に可成事

附賦金一時に出時ハ大分＝而難儀成事也、連々＝ハ出安事也

一借シ餘リ有之、借リ申者無之時ハ、五月晦日新麦納代可申事

一社倉封印、奉行名主立合両封＝仕、奉行も猥＝不可開事

右條々堅相守社倉麦集納、則救飢饉難儀之憂、凶年茂又忘飢饉、村々栄子孫繁昌也、諺神託曰、氏子一人難代黄金千両、則鎮主茂悦而能為守護君又悦、加愛憐、難思、年々可為取作納者也

（整理番号　六―1）

(2) 安永八年三月　酒井家浪人在村請合証文

（端裏書）
「亥三月八日入書
請合證文家内書」

東通上泉村
桜井兵之助

差上申御請合證文之事
酒井雅楽頭様浪人　桜井兵之助

一

右者桜井兵之助儀、生国当国当村出ニ而、慥成仁ニ有之ゟ、尤何方ゟ何之差構茂無御座ゟニ付、当村御百姓与右衛門請人ニ相立、当村ニ住居仕ゟ、宗旨之儀ハ曹洞宗ニ而、当村西林寺旦那ニ紛無御座ゟ

一

公儀御法度之儀者不及申上ニ、御家之御家法何ニ而茂為相背不申、諸事急度相守ゟ様ニ可為仕ゟ、勿論右兵之助儀不行跡之儀有之ゟハハ、不寄何事ニ早速御注進可申上ゟ、尤請人并村役人、そして不寄何等ニ引請、　上不奉掛御苦労ニ、急度訳相付可申ゟ、少茂相違仕間敷ゟ、万一御請合面相違之儀御座ゟハハ、請合ハ不及申上ニ、連印之村役人迄、如何様之曲事ニ茂可被　仰付ゟ、為後日仍而如件

東通上泉村

安永八己亥歳三月

請人　与右衛門　㊞
組頭　源　七　㊞
同　弥一右衛門　㊞
同　忠兵衛　㊞
同　磯　七　㊞
同　平次郎　㊞
同　直右衛門　㊞
名主　藤次郎　㊞

（整理番号　四―4）

(3)　寛政六年九月　伝馬人足半減方願

乍恐以書附奉願上ゟ事

一　高千六百弐拾三石弐斗三升三合

人馬不足ニ付当寅ゟ亥迄拾年御伝馬御人足御定御割付之内半減御除キ奉願上ゟハハ、願之通被　仰付被下置ゟハハ、仕合ニ奉存ゟ

此御人足三拾弐人

此反別百九拾四町拾三歩

内　七拾弐町弐反弐畝六歩　田方
　　百弐拾弐町八反八畝七歩　畑方

内

田方拾壱町弐拾六歩　村役介地

此内

本代壱石壱斗五升
　上麦田壱町四反九畝拾六歩
同壱石壱斗弐升
　中麦畑田三町弐反壱畝拾五歩
同壱石三升
　下麦田壱町六反九畝弐拾八歩
同九斗弐升
　中田七反六畝弐拾七歩
同八斗
　下田三町六反弐畝四歩
同五斗六升
　下々田弐反弐拾六歩

〆

一　本組百拾四軒
一　竈数百六拾弐軒
一　惣人別高六百七拾五人　内男三百七拾壱人 女三百四人

内
弐百四拾弐人　但拾五歳ゟ六拾歳迄

此内
七人　御中間
弐拾弐人　在郷奉公人
六人　風与出之者
弐拾弐人　家無シ之者
三拾五人　病身之者
残而百五拾人　常時鍬取之者
一　馬数七拾弐疋　内弐拾五疋四拾七疋若こやしふみ馬

〆

右当村之儀者石高ニ不応、人別不足ニ而、分限不相応ニ御田地持所仕来ゟ、前々ゟ困窮ニ而年々退転之者等御座ゟ而、御田地餘り、惣百姓難渋仕ゟニ付、御定免御数御願奉差上、願之通被下置ゟニ付、村方一統難有仕合ニ奉存ゟ、只今迄莫太之奉御厚思ヲ請ゟ上ニ而、御恐多御願茂難申上奉存ゟ得共、年々人別相減、御田地村中惣作仕ゟ御田地多之村方ニ付、作配行渡不申、至而役人共年々取扱難渋至極仕、是迄漸々取扱来ゟ得共、人別不足之村方ニ御座ゟ得者、只今通之場ニ而者、中々村方微衰(ママ)可仕と奉存ゟニ付、迚茂御郡役御割付通、三拾弐人ツヽ被仰付ゟ而茂、御普請中未進等相立、如何とも仕方無御座、漸鍬取百五拾人ならてハ無御座ゟニ付、迚茂御郡役勤兼ゟ、去ル卯年此方至而困窮村ニ相成、人別別而相減ゟニ付、弐拾六年已前丑年ゟ当年寅年迄、人別帳面奉入御覧ニゟ、右之内焼失仕ゟ年茂御座ゟニ付、御書上不仕ゟ、年々退転者多御座ゟ得者、村方次第困窮可仕与奉存ゟニ付、何卒御慈悲ヲ以、村方為救与思召、御恵ヲ以当寅ゟ亥迄拾ヶ年之内、御伝馬御人足半高御除被成下置ゟハヽ、余リ御田地少々宛々茂主付、往々村方生立ゟ様可相成与奉存ゟ、右余リ地手入相続茂出来ゟ様仕度、此已後役人共取計茂行渡不申与奉存ゟ、何卒右願之通被仰付被下置ゟハヽ、右年季之内、何分ニ茂余リ御田地主付、作配為仕ゟ様仕度奉存ゟ、尤年季相済ゟハヽ、御定通御郡役相勤可申ゟ、右之通被仰付被下置ゟハヽ、私共ハ不及申上ニ、村方一同難有仕合ニ奉存ゟ、以上

東通上泉村
長百姓　幸助　㊞
組頭　伝七　㊞
同　佐吉　㊞
同　冨五郎　㊞
同　茂七　㊞
同　次左衛門　㊞
同　長七　㊞
名主　猶右衛門　㊞

寛政六甲寅歳九月

（整理番号　五―3）

(4) 文政十二年十二月　御改革町在議定

御改革町在議定

一　婚礼賄之儀、一汁一菜ニ可限事
一　着服、男ハ上着木綿、下着太織迄、帯木綿太織ニ限リ、女ハ上着太織、下着紬迄、帯紬絹ニ可限事
一　髪之上櫛者木櫛、簪笄者硝子ニ可限事
一　婚礼之節、遣方取方双方名主元ニ而申談之、組頭壱人肝煎壱人出席、諸事御主意ニ不違様心付可申、尤右組頭ゟ其節始末、着服髪之上賄等迄、善悪共ニ書附ヲ以、小惣代之者江可相届ヶ事、小惣代ゟ大惣代江可届置事
　但シ右届ケ之義、名主元へハ勿論之儀ニ有之事
一　右之節客相招ゟ義、向三軒両隣ト親子兄弟舅甥従弟迄ニ可限事

一　右ニ付一見之節たる共、吸物壱通、肴有合品ヲ以二種ニ可限事
一　何事によらす客来ゐ節、一汁一菜ニ可限事
一　兼而被　仰聞ゐ通、人柄不宜其上博奕ニ携リ重立ゐ者ハ、其村々町々名主元ニ而及教誡、夫々渡世向出来ゐ様取計遣し、不取用ゐハハ、小惣代ニ而教諭致し、右をも不用ゐハハ、大惣代一同議定之上、成丈御苦難ニ不相掛様取計、万一不取用ゐハハ、其御筋江御差出しニ可仕事
一　男女着服之儀者、大小惣代之者申談置、神仏参詣祭礼場等心付、右取極之議定ニ相背ゐ者、相改可申事
一　今般御改革筋、在町御領中一同制方行届、区々ニ不相成様心掛可申事
右之通御改革ニ付、諸事相改、前書之通御領分在町一同取極議定仕ゐ上者、右ヶ条之旨聞而相背申間敷ゐ、依而為後日議定一札如件

東通上泉村
文政十二丑年　　肝煎　平次郎㊞
十二月　　小市㊞
平五郎㊞
甚平㊞
名左衛門㊞
乙八㊞
寅松㊞

（整理番号　一―13）

(5)　天保十三年七月　社倉積石御願書

（表紙）「天保十三壬寅年
社倉積石御願書
七月　　東通上泉村」

人別五百弐拾七人　　但　壱人ニ一日付売麦三合ツヽ、壱ヶ年壱石八升

此麦五百六拾九石壱斗六升　　但　高百石ニ付金壱分ツヽ、御足石分より両ニ弐石四斗替

内
積石三升弐合
此代永四〆百八拾文壱分五厘
残麦五百五拾九石壱斗弐升八合
右麦七拾ヶ年割合壱ヶ年
一麦七石九斗八升八合
此代永三貫三百五拾八文三分三厘三毛
此金三両壱分銀四匁七分　但麦弐石四斗替定相庭

右者　此度社倉積石御仕法被　仰出、小前一同打寄セ得と申聞ゐ処、一同難有奉承伏、年々前書之通代納奉願上ゐ間、何卒村方御収納米之内ニ而御買入、村方郷蔵江御預被下度奉願上ゐ、尤年々積替之節ハ御伺申上、可任御差図ニゐ、右願之通被　仰付被下置ゐハヽ、難有仕合奉存ゐ、以上

天保十三年壬寅年　　東通上泉村
七月　　長百姓　文造
同　栄吉
組頭　音八
同伴吉
同勘治郎
同久米八
甚左衛門
宗兵衛
名主　茂八

（付箋）「金三両二分
一　銭五百三拾九文
十月十四日迄可相納事」

御元〆
御役所

寅十月十四日納
一金三両壱分
銭五百三拾九文
此米拾弐俵ト壱斗八升壱合也
内　拾弐俵也
内　壱斗八升壱合

社倉麦代
一　金壱両ニ付
壱石五升□合かへ
村方郷蔵ニ預り置ハ
天川大嶋村預ケ申ハ

（整理番号　六―12）

(6)　天保十五年七月　不斗出者吟味書上

差上申口書之事

東通
上泉村
新建百姓
惣　吉
当辰三拾四歳

私儀被召出、当五月中不斗出仕ハ始末御吟味ニ付、不包有体左ニ奉申上ハ

此段恐奉申上ハ、去ル巳年中御取直御主意被　仰出ハニ付、村内平左衛門役介ニ相成、天保六未年三月中御拝借金拾両頂戴仕、新建御百姓ニ相成、当時家内女房男子壱人女子壱人都合四人暮ニ而、持高田畑合七反五畝弐歩作配罷在ハ処、七八ケ年以前ゟ女房義身弱ニ相成、農業等茂一切不仕、療薬而已仕ハ処ゟ追々借財相嵩、返済手段差支、貸方ゟ者度々返済可仕旨申来、無拠当五月十日村方不斗出仕、同国勢多郡新川村伝兵衛と申者兼而知人ニ付、同人方江罷越一向相頼、作方手伝等仕罷在申ハ処、不斗出後女房出産仕ハ趣承ハ処、一体身弱ニ而家内暮方ニも差支可申哉と奉存ハ処ゟ、不斗出之儀心得違ニ而今更先非後悔仕、何卒村方帰住仕、農業一筋相励申度旨、右伝兵衛江風与出之始末委細ニ相噺、一向相頼ハ処、早速伝兵衛上ゟ村内親類与茂七方江沙汰仕呉ハ処、御届済之上、当廿一日新川村伝兵衛方迄、村方親類与茂七迎参呉ハ間、同夜帰村仕相慎罷在申ハ、尤於出先何ニ而茂掛合之儀一切無御座ハ、右御吟味ニ付、不包有体奉申上ハ通、少茂相違無御座ハ、以上

天保十五甲辰年七月拾三日　　惣　吉

右之者儀御吟味ニ付申口之趣、私共承知仕ハ処相違無御座ハ、以上

右　村
親類組合兼　与　茂　七
組　頭　俊　介
同　惣　兵　衛
名　主　栄　吉

高橋重次兵衛殿
木部幸左衛門殿
蜷川瀧治郎殿

前書之通写ヲ以奉入御覧ハ、尤御吟味中御手鎖胴御縄村御預被　仰付奉畏ハ、此段乍恐以書付御届奉申上ハ、以上

天保十五甲辰年七月
上泉村
組　頭　俊　介
同　惣　兵　衛
名　主　栄　吉

御郡代
御役所

（整理番号　五―10）

(7)　安政四年正月　御台場御用につき硝石取立て方請書

（表紙）
「安政四丁巳年
床下土献上連印帳
正月　東通
上泉村」

差上申一札之事

此度、御台場御用ニ付、村々家別毎々床下土御取調之上、硝石御座ハ居宅者、被遊御取立ハ而茂差障無御座ハ、依之村々連印仕、御請書奉差上ハ、以上

安政四丁巳年

正月

東通
上泉村
長百姓　伝　六
組　頭　此右衛門
同　　茂　八
名　主　兵左衛門

大串勝之助殿

平次郎㊞
太　三㊞
甚　平㊞
清　造㊞
仲右衛門㊞
（以下連印162名略）
（整理番号　十一—13）

(8)　**文久二年正月　郷蔵改帳**

（表紙）「文久二壬戌年
郷御蔵御改帳
正月
東通
上泉村」

一　米千三拾五俵
内　三拾俵
郷御蔵入
（所々出米
御通御見届

残而千五俵
内六拾俵
百五拾俵
弐拾四俵
拾七俵
七百五拾四俵
〆

郷御蔵有米
御城米
勧農米
御除米
餅米
平米

右者此度郷御蔵不時為御改、被遊御出張ニ付、名主与頭長百姓五人組頭立会ニ而、奉請御改ヲハ処、相違無御座ハ、猶又此以後出米之節、私共不残立合仕跡、郷御蔵江直ニ相対致ハ様被　仰付、承知奉畏ハ、為後日仍而如件

文久二壬戌年
正月

東通上泉村
五人組頭　茂右衛門㊞
長百姓　此右衛門㊞
組　頭　小　市㊞
〃　伝　吉㊞
〃　勘次郎㊞
〃　伊右衛門㊞
〃　伝　六㊞
名　主　茂　八㊞
（整理番号　六—39）

(9)　**文久三年十二月　前橋城再築につき人足勤方触請書**

（表紙）「文久三癸亥年
御再築ニ付、家別取調連印御書上帳
十二月
東通
上泉村」

差上申御請書之事

此度　御城築遊ハ＝付、御普請中地方掛之御場所江、村々出人足等之義＝付、御廻村之上、村役人を始、浪人、帯刀人、御直支配小百姓＝至迄御呼出、左之御ケ條之趣委細被　仰渡承知仕ハ、於下モ二茂御時節を相弁、聊無滞、御触次第速＝罷出、御差図＝随ひ、一統勢力を尽し相働ハ様可仕ハ

一村々家別壱人ツヽ之割合＝而、仮令ハ百軒有之村方者、百を壱ケ村之人足高＝御取極被遊ハ＝付、右之内三ケ一を一日之出高＝相定、日々罷出相働ハ様可仕事

但　御用＝相立兼ハ老人、幼少、女子、後家等之分者相除、尤一家内御用＝相立ハ者有之ハヽハ、当主代リ相勤ハ様可仕ハ

一自他之無差別、年季奉公罷出ハ者者相除、尤半季奉公罷出ハ者者、半人丈相勤ハ様可仕事

一村役人之儀、郷例＝不抱、出人足相勤ハ様可仕事

一農繁時節者出人足御免除可被成下筋合＝ハヽ得共、左ハ而者御普請之方、御差支＝も相成ハ＝付、御時宜次第、御触当被遊ハ＝付、農事手操仕、相勤ハ様可仕事

一遠村之義者、其日帰、日々罷出相勤ハ而者、業之上相届不申ハ＝付、御模様＝寄、芝塲伐取、又者附運ひ、其外萱刈入共、縄ない共、御差図次第可仕事

一村々人足出高＝応し、差添役人罷出ハ様可仕事

一御普請所近辺江、人足寄場御補理被成ハ＝付、御役所江罷出ハ様可仕事

一村々印有之簱差立、壱ケ村限村役上＝而人足引円ひ、寄場江罷出、差添ゟ着御届申上ハ様可仕事

人足着到之砌ハ御混雑茂仕ハ＝付、本文之通差添役人ゟ着御届仕、昼前休之節、人数御改被成ハ＝付、散乱不仕簱差立ハ御場所江、相揃ハ様可仕事

一伝馬被　仰付ハ節者、人足弐人＝御見替可被成下之事

一御場所之義、坪割を以御渡被成ハ＝付、出情仕、仮令八ツ時仕上ケハ共、直＝帰村被　仰付、尤七ツ半時迄＝仕上ケ、残御座ハヽハヽ、其日出人足之内申合、翌日罷出仕上ケハ様可仕事

請取丈ケ之分仕上ケハヽハヽ、御改を請ハ様可仕、尤御場所＝寄坪割御渡被成兼ハ節者、御差図次第相働ハ様可仕事

一村々出人足御場所着刻限之義、近村正六ツ半時、遠村ハ五ツ時迄＝着可仕事

仕舞之義者七ツ半時限之事

一人足壱人鐚弐百文、馬壱疋日四百文＝相定ハ様可仕事

一人馬賃銭割合之義、一村限反別高＝割合、尤病身、後家等＝而人足相勤不申者半高割、半人勤者者七分五厘高割＝可仕事

一人足共昼休等之節、為相図太鼓為御打被成ハ事

一芝塲壱数長三尺、幅壱尺之御定＝者ハ得共、伐方を始附運ひ等、遠近茂御座ハ＝付、御取調之上、追而御差図可有御座ハ事

一萱之義者六尺縄＝而束キ、壱束御定＝有之ハ得共、苅取并付込之義者、是又遠近之訳も御座ハ間、御取調之上、御差図可有御座ハ事

一持籠縄多分御入用＝付、人足手間代リ縄ない被　仰付ハ共、御差図次第可仕事

但　藁者於　上御買入御渡之事

一村々出人足多数之義＝付、権威ケ間敷往来之者等江対し、被是申懸ケ難渋為仕ハ様成義決而仕間敷事

一前御ケ條之趣、村役人者勿論、小前一同逐一承知罷有、御場所御手筈御不都合之義共無御座ハ様可仕事

右之通被　仰渡之趣、村役人を始小前一同承知奉畏ハ、依之連印御請書差上ハ

直支配　高橋文造

弥次左衛門

嶋田鷲造　市郎右衛門
平治郎　源左衛門
平五郎　又四郎
音八　弥市右衛門
久造　孫七
久五郎　善六
武右衛門　宗兵衛
佐平　重造
茂左衛門　七造
長右衛門　右馬七
丑造　茂右衛門
幸太郎　栄吉
幸五郎　嘉之八
吉右衛門　甚内
辰七　主馬八
佐平次　三右衛門
黒治郎　奥次郎
新造　弥左衛門
兵左衛門　幾造
太市　伴造
庄太郎　寿平　悴達平相勤申ゟ　寿平老衰ニ付
重左衛門　圓次郎
三代吉　半季奉公　登代吉
喜曽右衛門　同　吉弥
伝治郎　〆
又七　人足勤兼ゟ者
松太郎　老人　浪人　高橋慶治郎
市郎左衛門　〆

與茂七　幼少　甚平
宇之吉　病身　仲右衛門
万治郎　幼少　莫五郎
平七　内々不斗出　熊吉
儀左衛門　病身　喜平次
甚左衛門　幼少　悴　去戌十二月中与不斗出仕ゟ　吉
音吉　長八　高橋文造方ニ奉公仕ゟ　や
文八　悴国造義も田村平右衛門方ニ奉公仕ゟ　久左衛門
善兵衛　幼少　文造
米造　老人　惣太郎
仁助　六太夫後家
六造　西片貝村与市郎源兵衛方ニ奉公仕ゟ
登代八　幼少壱人　兵造
専之助　幼少壱人　沢次郎
辰造　老人　惣内
権造　米造後家
田村平右衛門
以下連名76人略）　病身ニ付　八百吉
菅野茂八　幼少　丑造
〆　老人　門平
半季奉公　悴弐人出奉公　甚五兵衛
同　定使　粂右衛門
善吉　同　弥平次

惣〆百五拾九軒
内　人足不勤者　弐拾弐軒
同半季勤之者　四軒
同本勤之者　百三拾三軒

長百姓　平　造㊞
同　此右衛門㊞
組頭　小　市㊞
同　伴　吉㊞
同　勘治郎㊞
同　可　平㊞
同　伊右衛門㊞
組頭　伝　六㊞
名主　菅野茂八㊞

（連名は二段にした）（整理番号　十―1）

(10)　明治三年　上泉村明細帳

（表紙）
一　明治三庚午年
銘細帳　東通　上泉村」

上野国勢多郡上泉村

一　高千六百弐拾三石弐斗三升三合
　此反別百七拾九町九反四畝拾六歩
　東京迄弐拾六里
　七拾弐町弐反壱畝廿四分　田方
　内弐町壱反七畝壱分　畑田成
　百七町七反弐畝弐分　畑方
田方　五拾七町九反六畝四歩奉　去ル卯ゟ未迄六ヶ年
　御定免御請仕ル
同　八町六反七畝拾七歩　右同断
同　五町四反弐畝八歩　右同断

一　土地ハ真土赤土砂土ニ御座ル

一　見取場無御座ル
一　御水帳八冊
　内　古水帳三冊
　　新水帳五冊
一　御高札　壱ヶ所
一　村絵図差上申ル
一　当所定水日損場茂御座ル
一　村之東西弐拾町程、南北四拾町程御座ル
一　分郷御座ル
一　越石御座ル
一　当村分他村江出作之事
　田畑八町五反三畝歩程　石関村百姓手作仕ル
　同三町壱反八畝歩程　上野村百姓手作仕ル
　同壱町五反五畝歩程　小泉村百姓手作仕ル
　同三町弐反歩　西荻久保村百姓手作仕ル
　同壱町弐反三畝歩程　両片貝村百姓手作仕ル
一　他村分当村江手作之事
　田畑三町弐畝歩程　江木村分手作仕ル
　畑九反五畝歩程　五代村分手作仕ル
一　当村ニ市場無御座ル
一　当村ゟ前橋迄　道法　壱里
一　字杉山御林小松苗木ニ御座ル
一　同三左衛門御林御伐立ニ相成申ル
一　同夏目原御林小木ニ御座ル
一　同萱野無御座ル
一　薪取場赤城山入合ニ取申ル
一　馬草場　右同断
一　百姓林無御座ル
一　郷御蔵　壱ヶ所
一　陣屋屋敷無御座ル

一溜井弐ヶ所御座ゝ
一大堰　三ヶ所
一小堰　拾ヶ所
一大橋　五ヶ所
一小橋　弐拾ヶ所
一百姓四壁無御座ゝ
一割付之外何ニ而茂無御座ゝ
一御年貢之外何ニ而茂無御座ゝ
一屋根師　壱人御座ゝ
一木挽　壱人御座ゝ
一大工　弐人御座ゝ
一板割　壱人御座ゝ
一桶師　弐人御座ゝ
一酒造　弐軒御座ゝ
一当村百姓家数百三拾九軒
一当村百姓家敷百三拾九軒
一本百姓百五拾壱人
人数合七百弐人　内男三百五拾四人 女三百四拾八人
一郷士　壱人御座ゝ
一御直支配四軒
一人数合弐拾四人　内男拾人 女拾四人
一馬数六拾七疋　内四疋 御直支配持
一牢人　無御座ゝ
一当山方山伏無御座ゝ
一桑畑御年貢地ニ植置申ゝ
一蚕少々仕ゝ
一田肥之儀ハ大豆干鰯等仕ゝ
一畑肥之儀ハ小糠油粕等仕ゝ
一作間糸商人拾三人御座ゝ
一当村之内市場問屋無御座ゝ
一鉢扣　壱軒
一人数七人　内男四人 女三人
右者此度郷村被遊御改ゝ、依之委細御書上ゝ通、少茂相違無御座ゝ、為後日依而如件

右村
名主　高橋文造
組頭　黒崎伴造
同　伊重郎
同　平造
同　伝治郎
同　嘉重郎
同　津平（ママ）
長百姓　吉餅
同　船津伝六

（整理番号　一―48）

(11) 明治七年三月　赤城山牧場論済口証書

（表紙）
一明治七年
赤城山牧場論済口證書
三月
北第八大区
六小区」

乍恐以書物ヲ奉申上ゝ
今般、赤城山中牧畜拝借地相願ゝ一件ニ付、右山中ニ而萱苅取之村々種々

苦情相願ひ処ヨリ　御官員御派出ニ相成、厚御説諭之上、別紙畫絵図面之通、牧場字荒山屏風岩ソビヘ、箕輪下入口、前経塚入口、四十八曲坂上、右箇所江柵門相定、馬番付置、柵外江不指出様厳重取締可致、万一柵外江洩出ひ節者、御上様法律ヲ以被取行ひ共、申分無之外、字岩下栗林・小沼之原・千手ケ沢・カクマン淵・大沼端・沼之上・舟ケ沢・姥子坂上、右場所内ニ而畜養致之、尤字桜沢通路之儀者、萱苅取之者弁利之為、毎年十一月一日ヨリ三十日之間、馬野飼之儀相除キ、萱附馬往来之妨ケ不致事之示談行届、向後双方共申分毛頭無御坐ひ、此段連印ヲ以奉申上ひ、以上

明治七年三月

萱苅取村々

北第三大区壱小区
勢多郡下小出村
立会人　藤井清作
同弐小区
同郡龍蔵寺村
副戸長　今井政吉
同郡青柳邨
立会人　小野沢勝五郎
同郡荒牧村
立会人　養田喜四郎
同郡関根村
立会人　萩原与八
同郡川端邨
副戸長　品川庄平
同三小区
同郡上細井村
副戸長　内田徳平次
同郡北代田村
立会人　福本庄蔵
同四小区
同郡不動堂邨
副戸長　六本木弥吉
同郡小神明村
副戸長　長岡伊平次
同郡峯村
副戸長　青木與三郎
同郡小暮村
戸長　須田又八郎
同郡中島村
同五小区
同郡横室村
戸長　田村義郎
同郡原之郷
副戸長　品川與平次
同村
惣代　斎藤四郎
同六小区
勢多郡漆久保村
副戸長　奈良和平
同郡石井邨
副戸長　椛沢徳蔵
同郡田島村
副戸長　下田音八
北第壱大区六小区
群馬郡茂右衛門分村
惣代　石原定次郎
勢多郡西片貝邨
立会人　清水粂吉
同郡東片貝村
副戸長　豊嶋喜平次
同拾壱小区
同郡小坂子邨
立会人　茂木伝作
同郡鳥取村
戸長　佐藤利八
同郡五代邨
小前惣代　倉賀野伴重郎
同郡端気村
戸長　近藤嬉平太
同郡上沖之郷
戸長　岩田粂八
同拾弐小区
勢多郡幸塚邨
戸長　奈良近五郎
同郡下沖之郷
戸長　千木良音七
同第八大区三小区
勢多郡瀧窪邨
小前惣代　横沢勘次郎
同郡横沢邨
小前惣代　井上亦五郎
同六小区
勢多郡上泉邨
立会人　武内藤蔵
小前惣代　矢嶋市太郎
同郡石関邨
戸長　田部井與之吉
同第七大区九小区
勢多郡上大島邨
立会人　石田武平
同郡下大島村
立会人　関口長蔵
同郡天川大島村
立会人　関口仙蔵
同郡野中邨
立会人　町田久蔵

同拾小区　　北第三大区三小区
勢多郡上長磯村　　副区長　粕川友平次
副戸長　設楽忠次郎　　同　四小区
同　郡下長磯邨　　副区長　池田莫三郎
副戸長　大沢文五郎　　同　五小区
同　郡女屋村　　副区長　萩原文次平
副戸長　真下半蔵　　北第一大区拾壱小区
同拾壱小区　　副区長　小林小平太
勢多郡笂井邨　　同第八大区六小区
副戸長　斎藤敬次郎　　副区長　田村平衛
北第一大区
貫属士族
牧場拝借人　加藤良夫
前書之通事実ニ相違無御座候ニ付奥印仕、此段申上候也
北大一第区々長
森本茂
北第三大区々長
根井弥七郎
熊谷県令　河瀬秀治殿

（整理番号　二―62）

（連名は二段にした）

2　上泉古文書総目録

（注）　明治二〇年前後以降のものは未調査である。

一、領知・村政（鉄砲・請・達・議定）

整理番号	文書番号	標題	年次	備考
1	34	御條目写	寛延三年	
2	263	なし	明和三年三月	農村生活契約書
3	501	乍恐以書付奉願上候事	明和七年九月	悪札訂正の願書
4	590	差上申一札之事	明和七年十二月	鉄砲についての報告
5	592	〃	明和九年九月	西林寺鉄砲所持の件
6	261	〃	天明三年十二月	大目附触請証文
7	593	〃	天明四年十二月	宝禅寺より鉄砲御役所へ目付廻状連印（相場停止など）
8	274-2	差上申御請書之事	寛政二年四月	
9	35	御請書下書控帳	文政二年四月	
10	101	御例定	文政二年十月	
11	591	差上申一札之事	文政七年二月	西林寺鉄砲所
12	139	関東御取締御教諭書	文政十年八月	
13	271	御改革町在議定	文政十二年十二月	
14	272	御改革町在議定	文政十二年十二月	
15	456	差上申御請書之事	天保二年三月	五人組前書
16	488	（前欠）若者議定	天保四年八月	
17	33	日光御社参御触写帳	天保十三年四月	
18	73-1	御改革議定書帳	天保十三年七月	
19	73-2	御取締筋被仰渡御請書	天保十三年七月	
20	73-3	御取締筋ニ附小前御書上帳	天保十三年七月	
21	454	奉行所触書請印帳	天保十三年	
22	268	［　］議定一札之事	弘化三年二月	用水の件
23	262	議定一札之事	弘化三年三月	上泉王子堰など
24	485	差入申議定之事	弘化三年八月	
25	31	議定書写	弘化四年正月	

26	489	議定書	弘化四年二月	博奕に関する若者議定
27	29	御収納米議定帳	弘化四年十月	
28	265	村議定書	弘化四年十一月	
29	264	議定連印	弘化五年一月	
30	107	御主意御弁書写	嘉永元年五月	
31	283	乍恐以書付御届奉申上候	嘉永三年八月	火付盗賊御改役所差紙について
32	44	四人議定書之覚	嘉永五年七月	
33	51	御取締筋被仰渡再議定	嘉永七年九月	
34	491	差入申議定之事	安政二年二月	
35	277	再議定之事	安政三年一月	
36	132	御主法替触面案	安政三年九月	
37	500	乍恐以書付奉願上候	安政五年四月	病気届
38	545	村議定郡役無賃人足帳	万延元年三月	
39	487		万延元年十二月	若連議定
40	561-1	人足伝馬議定記録帳	文久二年十一月	
41	486	入置申議定一札之事	文久二年十二月	若連議定
42	36	役口給分議定書	慶応三年二月	
43	273	議定書上	明治二年二月	
44	75	議諚御書上帳	明治二年	
45	598	伍長御書上帳	明治三年三月	
46	49-1	議定御書上帳	明治三年三月	
47	49-2	〃	〃	
48	53	銘細帳	明治三年八月	
49	599	日誌書	明治五年六月	県布達、大政官布達覚書留

50	620	日誌三	明治五年八月	
51	78	役定証書御書上帳	明治七年四月	
52	745	村誌（上泉村）	明治九年	
53	557	官令教諭稿	明治九年一月	
54	11	選求註選條例売附帳	明治十一年二月	
55	743	非常議定書連印簿	明治十五年四月	火防
56	574	火防役掛簿	明治十八年	
57	594	差入申一札之事		鉄砲書式
58	28	村々問書		ヒナ形
59	189	御上洛ニ付大目付御触写		
60	305	御収納米議定之事		
61	432	御請取之事	寅年八月二十六日	触書（日光山参詣等白木箱入書類）
62	437	請取	卯年三月十四日	御触箱入、帳面等
63	561-2	人足伝馬記録帳		
64	269	申論書		
65	276	議定一札の事		
66	275	大目附触書		徒党停止など

二、土地（用水・山林・検地・地租改正）

1	140		元禄二年	上泉村元禄検地帳
2	131	上野国勢多郡上泉村之内 金右ヱ門分 水帳	元禄二年	
3	115	元禄二年 水帳	元禄二年	
4	50			元禄二年検地帳の一部
5・6	52・62	上野国勢多郡上泉村之内 金右ヱ門分 新田水帳	元禄二年四月	

27	26	25	23・24	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7
570	79	46	37・141	194	103	106	125	162	142	174	60	59	193	177	185	126	192	122	152
御林持主覚帳	上泉村芦畑水帳	石関村入会場所改帳扣	上野国勢多郡之内上泉村金右ヱ門分酉ゟ亥迄新田水帳	上野国勢多郡之内上泉村水帳	〃	上野国勢多郡上泉村之内金右ヱ門分亥ゟ寅迄新田水帳	〃　亥ゟ寅迄新田水帳	上野国勢多郡之内上泉村卯ゟ申迄新田水帳	前田野帳	御用木改覚帳　写	上野国勢多郡上泉村之内金右ヱ門分　新田水帳	上野国勢多郡上泉村寅ゟ戌迄新田水帳	上野国勢多郡上泉村囲藪帳	上野国勢多郡上泉村林帳	上野国勢多郡上泉村　子ゟ丑迄新田水帳	上野国勢多郡上泉村之内金右ヱ門分　子ゟ丑迄新田水帳	上野国勢多郡上泉村山畑村帳	屋敷跡巳ノ新田御検地帳	寅新屋舗御検地帳
寛政　六年十二月	寛政　六年十二月	明和　五年　二月	延享　三年十一月	享保二十年　八月	享保十六年	享保十六年　二月	享保十六年　二月	享保十六年　二月	享保十二年	正徳　二年　八月	宝永　八年　三月	宝永　八年　三月	宝永　八年　三月	宝永　八年　三月	宝永　八年　三月	宝永　八年　三月	宝永　三年　三月	元禄十四年 三月二十三日	元禄十一年　二月

52	51	50	49	48	47	46	45	44	43	42	41	40	39	37 38	36	35	34	33	32	31	30	29	28
119	114	85	16 −5	148	42	569	121	86	184	22	266	102	87	43 143	547	316	465	137	120	38	130	129	58
帳	治郎房新溜井敷地御書上帳 新田塚次郎房水番金貸附	人給畝分地御書上帳	小前連名帳	御留木書上帳	地押＝付改過分覚帳	治郎房溜井敷御書上帳	次郎房新溜井敷地所御書上帳	改畑方順帳	田方幸内反下帳	人給畝歩地御書上帳	山林再議定之事	新田塚溜井御普請目論見帳	田方野帳過不足調帳	改畑方順帳	新田塚原御林取立連名帳	乍恐以書附奉願上ゟ事	売渡し申畑之事	〃	田方水帳御書上帳	田方新田水帳書上帳	〃	畑改新水帳	越石畑方新水帳
元治　元年　三月	文久　二年　九月	万延　元年　八月	安政　五年	安政　五年　七月	安政　四年十二月	安政　四年　二月	安政　三年十二月	安政　三年十一月	安政　三年　八月	安政　二年　九月	嘉永　五年　八月	嘉永　三年　正月	天保　八年　二月	天保　三年十二月	天保　二年　二月	文政十二年十一月	文政　十年十二月	文政　三年	文政　三年　四月	文政　三年　四月	〃	文化十一年　八月	文化十一年　三月
															田地であるが畑作物を作ることについて願上書								

90～93	89	88	87	86	85	84	83	80～82	79	78	77	76	70～75	63～69	62	56～61	55	54	53
618・600 613・614	12	560	556	747	572	619	607	608・609 605	554	740	615	552	217～ 222	199・200・200-1 201・202・227・627	93	621 ～626	562	172	392
田方分限帳	収穫捺印ニ付地主到着簿 地価牒	畑方分限帳	地租改正県布達	第八大区各邨耕宅地収穫反當表	改正等級帳	〃	畑方地位等級未定帳	田方等級未定帳	誓約	誓約書	反別総計調済帳	金右ヱ門分地券取調小前帳	畑方分限帳	田方分限帳	赤城山牧場論済口証書	地券取調小前帳	地券証割渡扣帳	田方案内反下帳	百姓持林伐木願
明治十一年 九月	明治十一年 七月	明治十一年 七月	明治十一年 六月	明治十一年 三月十五日	明治 十年 一月	明治 九年	〃	明治 九年十二月	〃	明治 九年 十月	明治 九年 十月	明治 九年 一月	〃	明治 八年 五月	明治 七年 三月	明治 六年	明治 六年十二月	慶応 三年十一月	元治 二年 二月
									地租改正地主総代人選出委任誓約連署名	地科改正地主総代人									

187～190	186	185	181～184	180	112～179	111	110	109	108	107	105 106	103 104	102	101	98～100	97	96	94 95
7・9 4・5	393	568	155・224 225・226	17	673～739-1・2 736-1・2・3・4	603	606	6	602	604	559 -1・2	668 669	223	113	670 ～672	742	610	616 617
	杉山御林薪預リ覚	検地帳写	畑水帳	字清水畦畔道堀数取調簿	上泉村地租改正野帳	畦畔用水路取調帳	畦畔用水路取調野帳	耕地畦畔用水路取調野調	改正地租差引勘定簿	本村共有地書出簿	改正地租差引勘定帳	田方分限帳	畑方分限帳簿	畑方分限簿	林地野地分限簿	村持地小作取集帳	田方等級段撰帳	林藪竹林分限帳
				明治 初年ヵ		明治十八年	明治十八年	明治十八年 五月	明治十四年	明治十四年 十月	明治十四年 九月	〃	〃	明治十四年 四月	明治十四年 三月	明治十三年 二月	〃	明治十一年 十月
											明治九年分							
	畦畔調ベカ																	

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16・17	18	19	20	21	22	23	24・25
123	304	318	149	300	299	310	295	319	301	306	307	298	293	308	311 311-1	292	322	291	323	41	315	294 296
江木村用水新堀丑ノ引歩帳	午恐以書付奉願上候事		田畑諸御引歩御書上帳	午恐以書附奉願上候事	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	差上申一札之事	〃	〃	差上申願書之事	午恐以書附奉願上候事	〃	〃	田畑諸引歩御書上帳	午恐以書付奉願上候事	〃
宝永 六年 十月 二十日	享保 三年 二月	宝暦十二年 四月	宝暦十二年 五月	宝暦十四年 三月	明和 二年 三月	明和 四年 四月	明和 五年 二月	明和 六年 三月	〃	〃	明和 七年 四月	明和 九年 四月	安永 五年 五月	安永 六年 九月	安永 七年 二月	安永 七年 二月	天明 元年 六月	〃	天明 七年 四月 二十二日	享和 元年 三月	文化 六年 三月	文化十一年十二月
	三ヶ年御定免のところ引石願書 三ヶ年定免のところ引石歎願書			悪地引石願	田方引石願	悪地引石願	引石願	引石願	悪地引石願 悪地十九町歩についての年貢引石願		悪地引石願	田方引石願	年貢引石	安永六年五月に大水がありこのための引石願	水田引石願書	安永六年の大水のため水田引石願	引石願	御風呂林夏目原三左ェ門御林の引石の件 田方引石願		年貢と引石願	御定免引石願

26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38 ～40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51
92	40	111	165	105	190	543	48	253	25	314	71		157 69・72 96	70	109	112	297	20	65	309	158	83	47
諸役引歩併＝給方御書上帳	田畑諸御引歩御書上帳	御引歩起返リ御書上帳	御上地御定免帳	田方御定免年継併＝諸色日記帳	田畑改元帳	午恐以書付奉願上候	田畑諸御引歩御書上帳	午恐以書附奉願上候	御下代御引石帳	午年割附之事	下代引石帳		田方改四組元帳	田方改元帳	田畑御引歩御書上帳	卯田方御検見合附帳	午恐以書付奉願上候	畝分地御引石帳	巳田方御検見合附帳	午恐以書附御歎奉申上候	田方御定免反下控帳	午諸役反掛御書上帳	
文政 二年十二月	文政 六年 三月	文政 八年 五月	文政十一年 十月	天保 三年 三月	天保 三年十二月	〃	天保 四年 三月	天保 五年 二月	天保 五年 十月	天保 五年十一月	天保 六年十二月		天保十三年	天保十三年	天保十四年 二月	天保十四年閏九月	天保十五年 四月	弘化 二年 十月	弘化 二年 十月	弘化 三年 三月	弘化 三年 八月	弘化 四年 正月	弘化 五年	
						村惣作地引石定免願		凶作につき破免願									田方年貢引石願						田方引歩書上帳カ

79	78	77	76	75	74	73	72	71	70	69	65～68	64	63	62	61	60	59	58	56・57	55	54	53	52
145	136	64	303	80	144	118	135	84	146	164	57・154 175・188	176	138	67	133	168	170	191	26 128	116	21	108	63
［　　］定免反下ヶ帳	田方御定免御引石帳	人給畝分地御引石帳	乍恐以書付奉願上候	田方年継御上米下書	子諸役反掛御書上帳	御書上帳	御引歩起返リ 併 萩畑年遣	御引歩起返シ年継御書上帳	畑田成元帳	田畑改元帳	畑田成元帳	田方干損地取調御書上帳	田方御定免取下ヶ帳	人給畝分地御引石帳	田方御定免御引石帳	未諸役反掛御書上帳	午諸役反掛御書上帳	定免用捨過石四組仕出帳	御引歩起返年継御書上帳	御引歩起返御書上帳	田畑御引歩御書上帳	人給畝分地御引石帳	人給畝分地代下御書上帳
慶応 三年十一月	慶応 三年十一月	慶応 三年十一月	慶応 三年　七月	慶応 三年　七月	慶応 元年閏五月	文久 三年十二月	文久 三年　四月	文久 三年　二月	文久 二年	〃	文久 二年十一月	文久 二年　六月	文久 元年　九月	文久 元年　九月	文久 元年　九月	万延 元年　五月	安政 五年十二月	安政 五年　十月	安政 五年　六月	〃	嘉永 六年　二月	嘉永 四年　八月	嘉永 二年　八月

年貢引石について

98	97	96	95	94	92・93	91	90	89	88	87	86	85	84	83	82	81	80
312	56	98	320	159	97 −1・2	97	573	89 −1	89	100	575	564	10	553	566	302	555
差上申願書之事	江木村 上泉村 新堀引歩改帳	畑方改元帳	差上申御請書之事	畑方改元帳	乙亥租税皆済帳	当乙亥租税上納割賦帳	村諸入費附定帳	甲戌租税皆済帳	甲戌［　　］	畑方改元帳	村方諸入費附定帳	巳田方御検見合附帳	申小物成取集帳	第八大区総村石高	高　割　帳	巳年割附之事	迭作御定免増引石帳
					明治 九年　五月	明治 八年十二月	明治 八年　四月	明治 八年　五月	明治 七年十二月	明治 七年	明治 六年	明治 二年　十月	明治 六年　五月	明治 五年　九月	明治 二年十二月	明治 二年十二月	明治 二年十一月
				天保十三年カ													
			御検見願		三冊綴												
年貢引石																	

四、戸口・宗門人別・酒井家浪人

4	3	2	1
497	494	493	502
差上申御請合證文之事	差上申浪人御書之事	差上申済口證文之事	乍恐以書付奉願上候事
〃	安永 八年　三月	天明 八年　三月	安永 二年　三月
人別帳審査予定日の短縮願 桜井兵之助浪人屋舗畑売却際出入の済口 酒井浪人桜井兵之助村請合 酒井家浪人桜井兵之助身元保証			

5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22～169	170
284	503	495	66	99	196	90	91	39	151	195	285	565	197	198	18	161	13 [203～216 325～332 400～431 228～252 334～389 504～524]	
五人組御改附寺社人別帳	差上申一札之事	差上申御請合證文之事	独身者取調御書上帳	〃	〃	馬毛附御書上帳	〃	独身者取調御書上帳	〃	独身者取調書上帳	五人組御改併社寺人別帳	五人組御改社寺人別帳	宗門人別御改帳	〃	上	宗門人別御改帳	送り一札	警察費人戸数取立帳
文化十二年　三月	文政　元年　八月	〃	安政　五年　三月	文久　三年　三月	元治　元年　三月	元治　元年　三月	元治　二年　四月	元治　二年　四月	慶応　二年　四月	慶応　四年　四月	明治　二年　三月	明治　四年　三月	明治　四年　三月	〃	明治　四年　七月	明治　四年十一月	天保五年～明治四年	明治十一年　三月
	清兵衛勘当の件	酒井浪人請合証文													戸籍番号書上			

五、厄介地・不斗出

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
76	254	255	256	257	77	473	55	259	472	476 479	469	475	470	468	258
県道上泉村砂入帳	乍恐以書付願上候事	〃	厄介田差済金書上	村役介田差添金之事	役介地畝分御下代小前帳	不斗出者除帳願	役介地持主御書上帳	乍恐以書付御歎奉申上候	不斗出者吟味書上	乍恐以書付奉願上候	乍恐不斗出者除帳願	不斗出者引戻届	不斗出者届状	乍恐	乍恐御請書之事
寛保　三年　八月	安永　五年　三月	寛政　六年　九月	文化五・十一年三月	文化　五年　三月	天保　六年　四月	天保　七年　二月	天保　七年　二月	天保十四年　八月	天保十五年　七月	嘉永　三年　六月	嘉永　三年　八月	元治　二年　二月			
	手余リ地作人作配願	手余リ地作配分願						耕地手入不行届に対する申訳		不斗出人の除帳願				不斗出者届ケ、桶屋鑑札願厄介地のこと	

171	172	173
540	498	744
乍恐以書附奉願上候	差上申一札之事	群馬県第八区各小区戸籍総計
		明治四年（カ）
養子縁組に付田畑屋敷地相続願	酒井家浪人鉄砲改メにつき不所持の旨返答	

六、社倉・永続金・救済

1
181
社倉之由来
宝永二年正月二十日

26	25	24	23	22	21	19・20	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2
124	68	110	88	134	32	2・3	1	484	450	596	180	95	178	156 −1	23	477	481	483	541	173	478	290	289
家作馬代金御拝借帳	上金銘細書上帳	上金拝借連名帳	五拾人御請預金書入証文扣帳	新建貧家御書上帳	蔕積立御書上帳	御拝借銭取調書出帳	御拝借銭取調取納帳	押切金請取	酉叓種銭村貸麦代取調書出帳	拝借金納通	郷蔵屋根替目論見帳	新建持地御書上帳	社倉積石御願書	御救麦御拝借小前帳	拝借金請取之覚	百姓株取立拝借金願	拝借金證文之事	拝借金請取之通	乍恐以書附奉願上候事	社倉辨達大意	差上申夫食拝借金之事	乍恐以書附奉願上候事	乍恐以書付奉願上候事
安政　四年　六月	嘉永　七年十一月	嘉永　七年　九月十九日	嘉永　六年　三月	嘉永　元年　九月	嘉永　元年　七月	弘化　二年　三月	弘化　二年　三月	天保年間辰年十月	天保十五年　四月	天保十四年	天保十四年十一月	天保十四年　九月	天保十三年　七月	天保　八年　正月	天保　七年　六月	天保　五年　二月	天保　四年十二月	天保　三年十一月	文政十二年　五月	寛政　三年　四月	天明　四年十二月	安永四年閏十二月	安永四年閏十二月
				十軒新建													永続金家作拝借		新入百姓下代延長願			夫食拝借願	夫食歎願書

50	49	48	37	46	45	44	43	42	41	40	39	38	37	36	35	34	33	32	31	30	29	28	27
153 −2	94	82	741	544	576	611	601	169	563	19	179	15	8	16 −6	183	182	153 −1	74	16 −4	16 −3	16 −1	186	61
永続金拝借願之覚下書き	御備金員数書帳	〃	積石売買簿	郷蔵壁塗替中造作入費簿	共有金利子精算簿	社倉積石勘定帳	社倉積石穀取集帳	郷御蔵御普請目論見帳	連判金拝借元帳	寸志献金取集帳	郷御蔵御改帳	連判金元利取立帳	去午年五ヶ年賦拝借	連判金取集扣帳	御拝借連名御書上帳	拝借金名細帳	拝借金貸附帳	御拝借名細帳	御拝借金割附帳	渡　金　覚	連判金札合印帳	郷御蔵御改帳	永続金季納賦通
		明治三十八年八月	明治三十七年八月	明治十九年　十月	明治十六年　八月	明治十二年十二月	明治十二年十二月	明治　三年　九月	明治　元年十二月	慶応　四年　二月	文久　二年　正月	万延　元年　七月	安政　六年　七月	安政　五年	〃	〃	〃	〃	〃	〃	安政　五年十二月	安政　五年　三月	安政　四年　六月

七、産業・交通

51	433	拝借金	未年 七月 七日	
52	480	奉御拝借金子證文之事		
53	482	拝借金證文之事		永続馬代金拝借
54	542	乍恐以書付御歎奉申上候		新入百姓家作金拝借願

1	391	上泉村利八酒造調返答状	天明 八年 八月	
2	81	酒造御改御請書	天保 二年 六月	
3	321	乍恐以書付奉歎願上候	嘉永 五年 四月	
4	655	呉服太物之通	文久 元年	
5	394	差上申一札之事	元治 二年 二月	桶職御焼札の事
6	474	桶屋鑑札願	元治 二年 二月	
7	287	駒形宿人足通	慶応 二年 四月	
8	612-1	蚕種紙貸価御下渡帳	明治 八年 一月	上泉から白井へ出荷する米について
9	746	鉄道株金利子渡帳	明治十六年 四月	
10	270	桶飾職分之事		
11	390		甲年 五月十四日（明治九年カ）	米出荷について
12	595	市買資金出入返答書		前橋市八十両

八、社寺

1	567	上野之国勢多郡上泉村社地帳	延享 二年 三月	
2	546	神社御書上帳	宝暦 九年 九月	
3	398	差上申一札之事	安永 九年 四月	寺社御役所へ奉る証文
4	324	神社除地御書上帳	天保 三年 正月	

5	452	取締一札之事	天保 八年 九月	普化宗取締料決定についての文書
6	645	金毘羅宮普請入用帳	安政 七年 正月	
7	647	〃 勧化帳	安政 七年 正月	若もの
8	649	枠普請勧化覚帳	万延 元年 七月	
9	648	〃	〃	若もの
10	658	簇竿勧化帳	元治 元年	
11	187	七社大神書上	明治 三年 八月	
12	127	神社書上	明治 三年十二月	
13	597	神社取調御書上帳	明治 四年	
14	104	七社神社境内枯木御願	明治 七年 一月	
15	571	社堂修繕費用紀簿	明治十七年 五月	
16	458	熱田神宮受取書	寅年 六月十四日	
17	499	〃		上泉村伊三郎証文の変更依頼差出人長昌寺
18	441	覚	辰年 二月 八日	取締料差出人円法寺浄水寺役僧
19	442	止宿世話	壬年 一月十四日	差出人護国寺常雲坊良幸
20	448	覚	戌年 三月 一日	留場料差出人円法寺
21	449	覚	子年 五月十四日	取締穀代差出人円法寺
22	457	覚	亥年六月二十一日	取締料差出人浄法寺・円法寺
23	459	留場料覚	酉年 六月 三日	普化宗関係
24	460	覚	卯年 四月 四日	二朱、二ノ宮大明神勧化金
25	462	覚	寅年八月二十一日	二ノ宮明神勧化三十年一分二朱
26	463	覚	亥年六月二十一日	
27	748	天台宗・真言宗・曹洞宗・堂塔・本末寺・明細帳	明治 九年カ 四月	留場料のうち拝借二百文差出人沼田円法寺役僧
28	464	覚		

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19・20	21	22	23	24
286	278	548	550	549	551	492	496	466	280	629	397	490	631	632	396	630	634	635-1・2	638	636	640	641
宝暦十二年十二月	安永四年五月四日	天保 四年 二月	天保 六年 三月	天保 六年 三月	天保 十年 三月	天保十三年 二月	天保十三年 九月	天保十四年 十二月十二日	弘化 二年十二月	弘化 四年 七月	嘉永 元年 七月	嘉永 二年 三月	嘉永 二年 七月	〃	嘉永 三年十一月	嘉永 五年 七月	嘉永 六年 二月	安政 二年 六月	安政 二年 七月	安政 二年 八月	安政 四年 七月	安政 五年 二月
上泉村仲右ヱ門と西荻久保村武右ヱ門御裁許の件ケンカの件	取為替申済口証文之事	風祭花覚帳	祭礼覚帳	諸入用覚帳	諸入用通	入置申一札之事	浪士止宿議定書	おほへ	差出申一札之事	御祭礼諸入用控	乍恐以書附奉申上候	入置申一札之事	諸入用扣帳	諸入用覚帳	乍恐以書附御届奉申上候	祭諸入用帳	諸入用扣帳	舞台普請入用帳	御祭礼入用帳	舞台寄進帳	祭礼入用帳	花扣帳
						浪人仲間村方立入せざる旨誓約	止宿六十四文、昼飯三十二文	鳥目四十疋浪人集会せわ料	詫状			喜代造を最近見かけない旨諏訪明神舞台普請について		祭礼	盗難届							

25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47
643	642	644	646	650	651	653	652	656	662	659	661	660	664	665	666	455	445	527	395	399	279	281
諸入用扣帳	帳諸道具拂物扣帳	祭礼花扣帳	花控帳	御祭礼入用扣控帳	祭礼花扣帳	村々花之記録扣	諸入用扣帳	風祭縣書出払帳	諏訪幡竿入用帳	簇竿入用帳	諸入用扣帳	風祭入用帳	諸入用扣帳	役割帳	道具目録帳	覚	覚	上泉村惣五郎掛合話一件之事	入置申証書之事	入置申詫書之事	乍恐以返答書奉申上候	入置申御詫書之事
安政 六年 正月	安政 六年 七月	安政 六年 七月	安政 七年	万延 元年 七月	万延 元年 七月	万延 二年 正月	万延 二年 正月	文久 二年 三月	元治 元年 四月	元治 元年 七月	元治 二年 二月	元治 二年 三月	慶応 四年 正月	明治 二年 正月	明治 二年 三月	寅年 九月十九日	寅年 五月 一日	三月 晦日				
						風祭								芝居		中飯浪人三人	宿泊厚情仕切					
																		儀左ヱ門歌吉博奕之事	儀左ヱ門歌吉博奕の詫状	上泉村権六他五人より評定所へ提出した返答書		林七類造博奕の詫書

十、前橋城再築

1	45	御再築ニ付家別取調連印書上帳	文久	三年十二月
2	166	丑春御普請目論見帳	元治	元年　九月
3	163	辰春御普請目論見帳	慶応	三年　九月
4	282	以書付奉申上候	慶応	四年　三月

十一、その他

1	147		寛延	二年　四月	米穀扱い出名書上？
2	27	御書上扣	宝暦	十年十二月	
3	24	諸帳面改帳	安永	六年　二月	
4	438	一札之事	天保	六年　四月	居宅一軒売買について
5	333	廻金調控帳	天保	九年　正月	
6	434	覚	天保十一年十一月		水戸金砂山配勧化鐚二百文
7	628	はな帳	弘化	三年　三月	
8	471	草津湯治病人引渡証文	嘉永	五年　十月	
9	633	勘定帳	嘉永	子年十二月	
10	30	諸帳面改帳	安政	二年　二月	
11	637	賄入用帳	安政	二年　八月	
12	639	若者中留髪扣帳	安政	四年　正月	
13	171	床下土献上連印帳	安政	四年　正月	
14	654	御　通	文久	元年　七月	
15	657	入札帳	文久	二年　正月	
16	663	〃	慶応	二年　正月	
17	117	融通石割合覚帳	慶応	四年閏四月	
18	167	浪花揚御入用物御書帳	明治	三年　五月	
19	160	題□目論見帳	明治	四年	
20	558	人足記録帳	明治	七年　二月	
21	612−2	掃立済原紙書上帳	明治	七年　六月	
22	288	〃	明治初年カ		
23	526	覚	寅年	十一月二十九日	請　取
24	528	覚	寅年	二月　五日	壱カ年二分内一分請取
25	156−2	壹預リ覚	酉年二月二十八日		
26	435	請　取	丑年	六月十五日	酒肴代
27	436	領収書		八月　七日	
28	440	昼　喰		六　月　晦　日	
29	444	覚	申年十二月十四日		年賦子内分
30	446	覚	寅年	四月　十日	三十六銅
31	443	覚	卯年	二月十五日	
32	453	おほへ	寅年三月二十三日		青銅百文
33	467	覚	卯年六月二十九日		二十疋生活料
34	461	覚	丑年	十二月二十一日	請取青銅二十疋
35	525	おほへ	寅年	六月十一日	青銅弐拾疋拝借
36	451	おほへ	寅年	九月	青銅十疋
37	439	覚		三月十九日	三十二銅
38	447	覚		二月二十九日	三十六銅
39	667	割後払もの帳			
40	260	連印状		年号なし	
41	16−2				入札覚カ

(1) 一谷山記録 一

成恵院家書之

42	43	44	45
14	450	267	529
	請取	連印状	覚
			午年六月
不祥	二両二分		諸職人国役請取書

筆記

一祖師聖人江当寺開基成然上人、御親類之御由緒者、成然上人御父中務少輔良賢朝臣之室者、八幡太郎義家御嫡子対馬守義親、御女也、聖人御母　吉光公之御妹也、依之　聖人と成然上人ハ御従弟也

一当寺宝物　阿弥陀如来一寸三分黄金仏ハ、成然上人幸実卿たりし時、月輪関白兼実公より守り本尊ニ被致ゟ様ニ与へ給ふ、　成然上人御安置ゟ由也

一当山宝物短刀ハ成然上人御取持之宝剱也、一説ニ此宝刀ハ　天智天皇御所持ニして、鎌足公江賜、苗裔故、幸実卿御伝来と成ゟ由なり、然共此説者不分明也

一当寺家紋者成然上人以来十六重菊也、成然上人御先祖之代、　禁裏より拝領家紋ニ相也ゟ由也

一覚如上人三村江御入之節、成海法師奉帰依、御末寺と成給ふ、此節当寺安置之　祖師聖人御寿像、　覚如上人写彫刻シ給御木像、当寺山号之額真筆を染給ひ、成海法師へ御付属也、尤中字之横額也、然所慶安年中炎上之節、此額も焼失也

一当寺三村居住之内者、成然上人以来　木像御影様御堂本尊ニ安置、本尊別ニ弥陀堂ニ安置　祖師聖人御真筆之大品也、　木像安置ニ相成ゟ者武州川越江被引移ゟ後也、　委ハ　本尊縁起并最頂院成賢院主之筆録ニ在之ゟ也

一成音法師、成遵法師、成圓法師右三代者少僧都なり、尤於比叡山座主

宮任官是亦官也

一成信法師者　勅許法眼大僧都、荷徳院成空法師ハ　勅許法印大僧都、右両代者参　内在之ゟ也

一顕如上人織田信長公と御戦ニ付、当寺十四世成信大僧都、大坂江馳参、数年相詰連々勲功在之ゟ、御和談在之、紀州鷺森御移住故、御静謐ニ相成ゟニ付、帰国在之ゟ節御召網代御輿拝領也、下間刑部卿頼廉ゟ勲功御称美之書翰在之、右者天正九年と相見る也、尤具ニハ相知さるなり、仍而往古ゟ網代輿代々相用ゟ事

一酒井雅楽助殿政親御嫡子河内守殿重忠御次男備後守殿忠利、右両子之御実母者日蓮宗ニ而、前橋養行寺ニ葬ル也、備後守殿者河内守殿前橋江所替之跡弐万石拝領、武州川越城主也、今若州小浜城主酒井讃岐守殿三万二千石先祖なり、当寺門徒之御母堂ニ而継母也、家中石川氏女、仍而御宗門たり、石川氏一類者当院門徒なり、右御母堂者河内守殿御代、彼家ニ而大督様（オホガミ）と称シ、前橋本丸北屋舗ニ被居住、此屋敷後ニ家門酒井弾正屋敷ニ成ル、河内守殿逝去、御嫡子雅楽頭殿忠世御代ニ成リゟニ付、右之御母堂備後守殿川越江被引取、其後逝去なり、同所法善寺と申一宗ニ而葬ル、最頂院成賢院主川越江焼香ニ被参、右之通故当寺ニ墓等無之なり、酒井家ニ而数代河内守殿とも被称ゟニ付、重忠者古河内守殿と称しゟ也

一成信御房、成空御房、法橋律師より段々昇進故、右両代ロ　宣案等頂戴在之ゟ所、慶安三年炎上之節、不残焼失なり

一顕如上人被叙　二品親王御門跡　勅許ニ付、院家衆一家衆始リゟ節、成信大僧都代内陣一家ニ御取立也、仍荷徳院成空ニ茂継目内陣一家也、然ニ　木像御影様守被申上洛被差上ゟ節、緋八藤金御紋五條精好素絹　教如上人より許領、向後着用可有之旨被　仰出、委ハ最頂院筆録ニ在之、荷徳院大僧都身柄ハ右之通御取立在之ゟ得共、当寺を素絹地ニ被　仰付ゟと申義ハ無之、荷徳院身柄ハ格別無比類御事也、寺柄ハ内陣地也、然ニ最頂院成賢継目之節、　教如上人以　思召当寺を院家地ニ被　仰出ゟ、尤格別之寺柄ニ付素絹地ニ被　仰付ゟ御事、官料等者一向不差上ゟ也

一霊像将来、当寺　本像安置、　教如上人御免、且威儀僧御免、右一本之御法務之御時　御免、仍御印書下間刑部卿法眼頼廉と有リ、廉頼ハ西之僧官下間少進先祖之由也、右御免ハ当寺武州川越住居之間也、本尊将来之来由ハ、荷徳院大僧都本尊縁起、専称院院主本縁起ニ詳なり、仍略之者也

一酒井雅楽頭殿先祖古河内守殿、当寺を川越へ請待之御挨拶、且　木像様差上ニ付、御取持之故　信浄院様より古河内守殿へ御挨拶之御書翰被遣ゟ御文言ニ、然ハ妙安寺義其地へ御呼御懇給リ令祝着ゟ、於当宗格別之古跡ニ御座ゟ間、此上宜頼存ゟ等と被　仰遣ゟ、右御書翰古河内守殿より当寺へ給リゟ誠忝御書翰之趣也

一三村より川越へ寺を移ゟ節、家司加藤斉宮寺中覚伝坊今正伝寺是也、玄明坊覚了是也、本賢坊、正林坊被召連、三村留主居輪番ハ荷徳院大僧都弟子徳念を被差置ゟ也、右徳念出生者当寺門徒三村源右衛門弟也

一木像御影様為御替　等身御影頂戴ハ当寺川越住居之節也、然所御裏ニ下総国幸嶋郡三村郷と被成下ゟ、三村ハ当寺草創之地ニ而歴代居住、川越ハ被引移ゟ而間茂無之、殊ニ以御使者御授与之御事故、国郡所書上不申義、仍而右之通、旧地之国郡所被成下ゟ也、且又猿嶋郡往古ハ幸嶋と書ゟ而、からしまと称へゟとも、又さしまと称へゟとも申由也

一古河内守殿三河国西尾より相模国甘縄（アマナハ）江所替在之、纔半年計御住居、夫より武州川越へ所替在之由也、併彼御家ニ而ハ甘縄所替之義ハ堅被秘ゟ、仍而表向ニ而ハ不申事也

一当寺上野国厩橋へ引移ゟ節より、教如上人思召を以上野国寺国法触頭被　仰付ゟ、尤其節ゟ上野国ニ在之寺者、高崎覚法寺、沼田平等寺、安中西光寺、宮崎乗願寺也、覚法寺ハ出寺無住ニ付、寺跡領主安藤右京進殿、下河辺甚左衛門所持ニ而当寺へ給り、仍而末寺ニ致置ゟ、覚法

寺帰寺之義段々願ニ付差免為致帰寺ゟ所、神谷伊左衛門、稲垣善太夫等依願直参を免致触下置ゟ、其後西派江致改流ゟ、西光寺ハ領主井伊兵部少輔殿縁家ニ付、所替之節被連、跡ハ西広寺と改相続、今之西光寺是也、其余之寺ハ皆当寺引移ゟ後起立也、大胡勝念寺(但宮関村也)ハ荷徳院大僧都弟子行信を差遣取立ゟ寺也、前橋政淳寺ハ酒井雅楽頭殿家老本多刑部左衛門取立也、同所大泉寺ハ最頂院院主弟子源貞取立也

一慶長七年　東照権現様、祖師聖人木像御影　御本山江可被差進由、上意上使本多藤左衛門殿入来、紫　御紋幕拝領、自今御紋被下之ゟ勝手可被相用旨、御老中本多佐渡守殿御奉書を以被仰越ゟ、大判金三拾枚頂戴也、具ニ最頂院院主記ニ在之、右上使之砌被　仰出ゟハ、親鸞聖人木像御影并伝来宝物可被為成　上覧旨、藤左衛門殿被申渡ゟ、仍而同年於駿河御城　上覧、荷徳院守護ニ而登　城在之ゟ、此節御寄附物数品在之ゟ、最頂院々主ニ記、詳也板行之諸記ニ　東照宮御本山御取立ニ付、上州妙安寺安置祖師聖人木像御影被成御取寄、　教如上人江御寄附と在之ゟ、　御本山へ差上ゟ前ニ御取寄　上覧在之ゟ故、夫を御取寄御寄附と記ゟと見へゟ、右之通書記ゟ得ハ　御本山御規模御威光ニ聞へ宜也

一権現様ゟ上使被成下ゟ御奉書之趣、　教如様へ荷徳院具被申上ゟ、御満悦、　権現様へ宜可被　仰進由、猶又於　御本山永々御如在有之間敷旨、　御印書被成下ゟ也

一慶長八年　木像様荷徳院守護ニ而上洛御本山へ差上ゟ也、御入洛ハ正月三日、御移徒御法事ハ正月廿四日也、荷徳院ハ法印大僧都、仍而緋金御紋五條拝領大僧都衣躰之由、左ゟへハ　教如上人厚キ　思召ニ而着用　御免と見へ難有御事也、右上洛皆当寺物入也、仍而御暇申上ゟ節為路用金子百両被下置ゟ也

一木像御影様差上ゟ節、　教如上人御染筆、　祖師聖人其寺開基江為形見授与木像御影、今度我等依望被抽懇志守申、上洛神妙之至偏興隆仏法難有ゟ、因於其寺義永不可有疎略旨御書、荷徳院成空大僧都へ被成下ゟ、誠難有御事也、則此御書者御感状也、成空法印後證御書と被名付ゟ也

一木像御影様差上在京中　信浄院様以　思召、御法名之御字成空大僧都へ拝領被　仰付ゟ、難有仕合ニ被存ゟ、然所恐多申上事ニハ得共、拙寺開基成然上人以来不闕ニ成之字伝来之所、唯今相改ゟ義茂難仕ゟ、仍而此義ハ御改被申上ゟ也

一木像御影様差上ゟ節、従　教如上人当寺諸役永々御免也、仍而于今三季上納無之并御礼御定在之ゟ、御免物ニ而茂皆冥加之御礼也、尤諸役　御免之事者　御免状無之ゟ得共、　木像様差上ゟ付、酒井古河内守殿(重忠)御取持故、国家老高須隼人江　御本山より御挨拶之趣、横田河内守被申遣ゟ書状之中ニ右諸役　御免之御事在之、則右之書状当寺へ給リ于今有之ゟ也

一木像御影様当寺ニ御安置申ゟ内者、関東惣御末寺、惣御門徒御馳走被申ゟ、然所　御本山江被為入ゟ御跡、　御替等身御影様ニ而ハ御門末当寺を取持ゟ所、如何可有御座哉、何卒只今迄之通御馳走在之ゟ様ニ致度旨申上ゟ所、妙安寺事以来茂各於馳走者可為興隆旨、　御意御印書、則関東惣末寺御門徒江被成下、雖然　木像様　御本山江被為入ゟ御跡ハ、御門末所持茂薄ク成ゟ由也、近来他国之所持一向無之歎敷事也

一木像様差上ゟ節以来為助成、諸国御末寺御門下へ奉加之義永々被成御免ゟ、則其旨　御印書被成下ゟ也

一教如上人当寺江御立寄之節、黒縮綿御衣荷徳院拝領、当寺ニ御一宿其砌、当寺於御堂御座着座仕度旨奉願ゟ所、早速御聞済、向後勝手ニ着座可有之旨被　仰出、　御免書於当寺被下之ゟ、横田河内守御供、仍而御免状茂横田河内守と在之ゟ、尤御忍ニ而之御立寄ニゟ得共、城中之義ニゟ間、内々酒井河内守殿江達之ゟ所、御内々ニ而御饗応在之ゟ也

一当寺往古ゟ安置　太子七高僧御銘、覚如上人御染筆画工土佐家也、然

所教如上人以　思召、　太子　大師　六祖之三幅ニ御免、　龍樹
天親御躰相　御本山御安置通也、三幅共ニ授与釈成空御染筆被成下拝
領安置、雖為御坊無　御免　御影無比類難有御事也

一教如上人以　思召荷徹院巡讃　御免、其後又以　思召於自院向後式文
拝讃　御免、於　御本山報恩講中登高座被　仰付、右　御意之趣を下
間按察使法印より申来、讃方伝授之儀ハ河州古橋願得寺教悟江被　仰
付、依　御意伝授也、夫より累代相伝ニ而餘寺より伝授不請也

一当寺前橋引移之節ハ、古河内守殿より城中馬乗小路ニ寺地給之住居なり

一成空大僧都ハ隠居無之住職ニ而元和四午年往生、夫より成賢院主住職、
仍荷徹院者贈院号御免也

一教如上人、最頂院へ茂荷徹院同様ニ御懇自余ニ格別之御事也、　宣如
上人ニ茂　木像様御本所之御由緒被　思召上、教如様御同様ニ御懇也、
宣如様ニハ御茶御達人也、最頂院々主茂茶功者故御気ニ入、在京之
節者毎度被　召御茶ニ被罷出ハ、御直書被成下拝領物等殊外御懇之御
事也、当院懸所下総三村、　祖師聖人一番形御影御厨子　御免被成
下ハ様ニ被願ハ所、則　御免御印書被成下ハ、是ハ　教如様御代歟、
宣如様御代歟未考

一荷徹院大僧都次男、俗形望ニ而宅之進と号ス、然所安藤右京進殿上州高
崎城主之節、下河辺江養子ニ差遣、下河辺甚左衛門と号ス、右京進殿
寺社奉行之節、甚左衛門発向ニ而諸大名衆迄被用ヒハ程之器量人也、当
院より被出ハ人故　御本山を甚大切存御所持被申ハ也

（附箋）　下河辺甚左衛門、安藤右京進殿家老、諸大名衆迄被用発向器量人な
り、御本山大切ニ而取持被申上ハ、宣如様　琢如様無御如在被掛御目
ハ、御寿林ニも甚入魂にて直文当院ニも有之ハ也、甚左衛門名乗副隆

一江戸八町堀報恩寺教信往生ニ付、跡目之儀幸親類中之由ニハ間、御手前
御次男竹代丸殿被遣可然之由、　宣如上人御意之趣、粟津右近ゟ申来
ル、仍最頂院主次男竹代丸事、報恩寺へ入院、智教院宣了法印是也

一荷徳院大僧都ハ式文拝讃　御免、御本山登高座迄　御免之御事ニハ間、
自今於自院永々式文拝讃　御免被成下ハ様ニ　宣如上人へ最頂院々主
願上ハ所、自余ニ相替ハ義被　思召上、願之通永々　御免、則其旨
御免書頂戴ハ也

一当院掛所三村ニ太子七高祖無之ニ付、最頂院成賢　宣如上人御代被願御
免、則　御裏御染筆被成下安置、然所　七高祖御銘無之ニ付、一如上
人御代、即往院成実被相願御銘御染筆被成下ハ、且又御絵伝茂無之ニ
付、最頂院　宣如上人御代被相願　御免、則　御裏御染筆被成下ハ也

一宣如上人当寺由緒を以　思召ニ而、最頂院成賢巡讃　御免也、下河辺甚
左衛門より御礼申上ハ所、　両門様宣如様琢如様御満足之旨、粟津右近尉、多
賀主膳正連名之書状、并右両人ゟ之書中当院へ被差越ハ也

一最頂院々主兼而願望ニ、当寺ハ　御本山御堂　木像様御本所之御事、
誠ニ無比類　御本山江御由緒也、仍　教如上人より荷徳院大僧都江者非
例　御免物数多雖在之、一代之御免、尤永々相残リ無比類と茂可申者、
　太子法然六祖三幅御影也、其上予継目之節院家地ニ御取立被成、其
上格別之御取扱難有事也、此上ハ　木像様御本所当院永々之規模ニ本
堂御影堂両堂蒙、　御免諸事　御本山之通　御許容被成ハ様ニ相願度、
此義蒙　御免ハ得者誠御宗門無双之寺格ニハ、殊ニ　宣如上人江御茶ニ而
罷出ハ故格別御懇之儀、且下間治部卿粟津右近尉江別懇ニハへハ、是
程宜時節ハ又在之間敷、是非御歎申上度、尤非例之上至而重キ願ニハ
へハ、表向願ハ而茂御聞済可有之事とも不被思ハ、仍茶道執心之事故、
上洛ニ而嵯峨ニ宜数寄屋在之を被借リ請一年程逗留、其節茂御直書被成
下、御茶ニ茂度々被召御懇之御事共也、右滞留中段々治部卿右近尉を
以、内々右之願を御歎申上ハ故、宣如上人へ内々度々被達高聴ハ所、
宣如様御意之趣ハ妙安寺事ハ　木像御影御本所故、自余ニ相替格別之
事ニ而ハハ得共、左様之願ハ宗門非例之儀、殊ニ本山同様之事故疎略ニハ
不思ハへ共、此願ハ難差免ハと幾度申上ハ而も、右之通之　御意ニハ
と治部卿、右近尉手切之趣ニ被申ハ、仍最頂院院主ニ茂無是非差扣被致

帰国ゐ得共、最頂院々主被存ゐハ　善知識之御意御尤至極之御事、御本山を憚ゐ程之願ニゐへハ、中々容易ニ御聞済可被成下事とハ不存ゐ、併　祖意ニ相諧ゐ御事ニゐハヽ御聞済ミ在之時節も可有と被存、右之願望不断被懸心頭ゐ、成了院主報恩寺宣了法印、下河辺甚左衛門へ被相談者、予茂段々年老ニ成ゐ得ハ又々御歎申上度ゐ得共、宜如様ケ程ニ自餘ニ相替御懇被成下ゐ所、御聞済茂難被為在趣ニゐ間、一分斗之願ニ而者御免茂有間敷ゐ間、幸酒井河内守殿御発向之儀、殊ニ御本山へ御懇意之事ニゐ間、御取持之儀御頼申、春日局剃髪大猷院様御比丘尼衆御寿林（オジュリン）発向之人、殊ニ御宗門ニ而御本山甚大切ニ被致ゐ、御本山よりも御懇意ニ御手入被成ゐ程之人ニ而ゐ、然所当寺へ別懇ニゐ間、是へ茂偏ニ相頼可申ゐ、河内守殿御寿林より　木像様御由緒を以、妙安寺願望之義　御免被下ゐ様ニ厚ク御頼ニゐハヽ　御聞済有間敷もの而も無之ゐ、ケ程宜手筋者又無之ものニゐ間、是非々々可相願旨被申ゐ所各可然旨ニゐ、甚左衛門申ゐハ　両御門跡様厚ク被掛御目被下ゐ義、又私茂　公辺御願事等随分致出情御取持申ゐ儀、殊治部卿殿、右近尉殿へ茂致懇意ゐ間、共々御願可申ゐ間、被思召立ゐ様ニと甚左衛門被相勤ゐ、仍右河内守殿并御寿林江御願申ゐ所領掌ニ而、河内守殿より御寿林江御懇ニ御頼被成、又粟津右近尉江河内守殿江戸家老関主税より河内守殿御頼之趣申遣ス、御寿林より治部卿右近尉へ河内守殿御頼之趣、自身ニ茂厚ク被相願ゐ趣被申遣ゐ、尤最頂院々主よりも治部卿右近尉江内々段々相頼両人被取持、則御聞済ニ而　御本山之通両堂　御免被成下、則　御印書被下之、其御文言ニ、貴寺自餘ニ相替格別之由緒在之ニ付、御望之通御堂向御本山之通　御免之旨ニ而、他家より御頼之筋ハ一向無之ゐ、誠ニ難有御事共也、尤　御免書ハ　御本山之通　御免と在之、右近尉より関主税介へ被返札ニ為宗門非類本山之通両堂被致免許ゐと有之、此書状当院へ給ゐ、此節御寿林も当院へ之文数通、下河辺甚左衛門へ治部卿右近尉も書状茂給ゐ、寔当宗無双之規模也

一御寿林之文之内ニ、上野日門跡様ニハ七条　御門跡様之甥御様と有之ゐハ、東叡山第二世久遠寿院様ニハ花山院殿御子ニ而、　信浄院様御孫仍而御甥之由、即往院々主御物語之所、予先年在府之砌、江戸下谷教證寺真寛心安出会之節、教證寺東叡山へ厚キ御由緒有之旨物語ニ而、久遠寿院准三宮御伝一冊東叡山御蔵板ニ而彼寺へ拝領什物之由被為見ゐ、左之通令抜書置ゐ間、此記江戴者也

東叡山久遠寿院准三宮御傳（公辨法親王御遷）

先師久遠寿院准三宮諱ハ公海、姓ハ藤原氏花山ノ院左大臣定熙公ノ之嫡孫ニメ而左少将忠長朝臣ノ之子ナリ也、母ハ藤原氏、号ス教證院ト、東本願寺ノ開祖教如ノ之長女ナリ也、師以テ慶長十二丁未十二月十二日ヲ生焉、父忠長有テ故、貶セラルニ于東奥ニ其ノ弟定好襲ク爵ヲ故ニ師幼メ而鞠ハルニ于母家ニ、元和六年庚申、師年十四メ而慈眼大師、適自リ関東ニ来テリ在レ京ニ聞テ師貴族ノ之子ニメ、且ツルヲ有ニ儀観ニ、乃チ就テ母家ニ乞ヒ之ヲ、約メテ以テ為ニ継嗣ト一、母家允許ス、遂ニ従テ大師ニ往ク東武ニ、云々

以上抜書

教證院殿者教證寺開基也

一当寺御堂向　御本山之通　御免、両堂建立ニ付諸国宝物披露被願上ゐ所、則　御免従　御本山奉加最初之為御志、白銀五拾枚被下置ゐ、夫より諸国巡回ニ而両堂建立有之ゐ也

一当寺御堂向　御本山之通　御免ニ付、廿四輩御末寺中も、今度妙安寺江両堂　御免之義無比類御事ニゐ、如何様之義ニ而　御免被成下ゐ哉之段被申上ニ付、自余ニ相替ゐ訳御下知状左之通、廿四輩六番上野厩橋妙安寺御堂向　御本山之通被成　御免ゐニ付、各以書付被申上ゐ得共、妙安寺開基成然上人ハ　御開山様御親類故自往古自余ニ替ゐ御取扱ニゐ、殊ニ　木像御影様被差上ゐニ付、従　先門様格別ニ被　仰付

ゐ間、左様有可御心得旨家老中連名ニ而廿四輩御末寺江御下知状出ゐ、右之御下知状廿四輩一番故、報恩寺へ相納被置ゐ所、報恩寺宣了法印ゟ還相院々主へ被進ゐニ付、当寺へ相納りゐ也

一当寺御宝物成賢院主守被申、上洛ニ而御拝覧之義被相伺ゐ所、宣如上人、琢如上人御拝覧被為成ゐ、菊御門より入於小寝殿荘ゐ也　両門様ゟ御散物鳥目被成御備ゐ也

一等身御影様拝領之節　教如上人御授与之御裏被成下ゐ、下間按察使ゟ御本山御伝来　蓮如上人御染筆、等身御影以御使者被下ゐ趣、添翰雖有之末代之信伝疎略ニ為不成　木像御影様并等身御影様之由来を　善知識御染筆頂戴　等身御影江奉添置度、御拝覧之節成覧院家被願上ゐ所、則　御添書　宣如上人御染筆被成下ゐ也

一同時　宣如様思召を以　大品本尊御授与、則御裏授与釈成賢と被成下ゐ也

一当寺前橋へ引移鐘無之ニ付、最頂院院主建立之願望ニ而奉加在之ゐ所、酒井雅楽頭殿家中太田金兵衛知行四百石当院之門徒故、為祠堂金子百両被納ゐ、則右之金子鐘鋳之節其儘入ゐ、仍而音甚宜也、其後数度炎上之節焼落ゐ得共、損事無之音茂不替、窪黄金之徳也

一報恩寺智教院宣了法印実子無之ニ付、最頂院成賢院主三男宅丸養子ニ被相望差遣ス、謝徳院宣翁院家是也

一祖師聖人御真筆小幅六九字御名号石摺ニ写、御門徒中江授旨致度旨、宣如上人へ成賢院家被願上ゐ所、則　御免御印書被成下、夫ゟ成賢院主右両幅尊号自身被透写石摺ニ彫刻為致ゐ也

一当寺内仏　本尊ハ往古より宝物之内定朝作之木仏安置　御開山様御影、成然上人肖像往古より安置在之ゐ得共、御名御裏無之ニ付　宣如上人へ願上ゐ所、内仏安置開基肖像御染筆被成下ゐ義難被遊ゐ、然共自余ニ相替ゐ義伝来之通可被致安置旨御印書被成下ゐ也

一最頂院成賢院主四男六丸、十二歳之時成賢院主へ被望ゐハ、兄弟茂大勢之事ニゐ間、私ハ浄土宗ニ相成本山僧正地住職迄ニ茂昇進申度願望ニゐ、最頂院被差留ゐ得共六丸申ゐハ、他宗とハ乍申　元祖聖人御宗旨之事ニゐ得考、餘宗とハ違ゐ義長命ニゐハヽ、惣本山住職ニ茂相成ゐ得ハ、御宗門之深厚をも相弘度浄土宗之出家と成、十八檀林ニ而学文致度旨段々被相願ゐニ付、左程ニ被存ゐハヽ、庶子之義ニ而ゐ間、勝手ニ被致ゐ様ニ成賢院主免許有之ゐ条、夫ゟ上州新田郡太田大光院夢幻和尚ハ大徳之僧故、弟子与成剃髪出家して理誉了玄と授られ、於彼寺修学有之、然処了玄幼年之内夢幻和尚往生ニ付、武郷幡随院新知恩寺第四世森蓮社遵誉規屋和尚之会下ニ属、血脈被受五重血脈也碩学多才ニ成給ふ也

一最頂院成賢院主五男七丸　東泰院様以　思召庶子得度被成　御免公名宮内卿法名実円号餘間ニ而被居ゐ所、武郷芝法泉寺ハ相馬兵庫御旗本知行六千石之息ニ而、成賢院主之室智光院弟也、右之内縁有之ニ付宮内卿を養子ニ貰度旨被望ゐ所、法泉寺ハ飛檐地ニハゐ得共、内縁在之ゐ間差遣度旨　御本山江御伺申上ゐ得者差遣ゐ様ニ蒙　厳命、其上当寺以由緒法泉寺餘間地ニ御取立、則法泉寺餘間　御免寔難有御事也

一三村掛所者　推古天皇勅願ニよりて　聖徳太子開闢之地、成然上人舊基を補ひ妙安寺を草創、往古より妙安寺領と号し除地也、然所成賢院主　大猷院様御代　東照権現様上使被成下、依上意　祖師聖人御自作御木像　御本山へ差上、則上使之砌御紋幕拝領御紋　御免、并荷徳院　神君へ御出入被申御懇被成下拝領物在之ゐ、右之由緒及言上除地を　御朱印ニ成下ゐ様ニ、正保年中ゟ被願上ゐ、酒井雅楽頭殿忠清御老中御役ニ而厚キ御取持也、則慶安元年八月十七日右之除地を高十石任先規御寄附、并寺中竹木諸役等　御免如有来永不可有相違旨　御朱印被成下頂戴、其段　御本山江申上ゐ処　宣如上人御満悦被成、雅楽頭殿江御挨拶之御書翰被遣ゐ、右之御書翰雅楽頭殿ゟ当寺へ被給ゐ也

一当院宝物高台寺形天目台ハ　太閤秀吉公北野ニおひて千服茶在之、諸大名江御饗応之節御用ひ之品也、　神君江被進ゐ内を　信浄院様江被

進　東泰院様御伝来也、其内を一ツ最頂院院家拝領也

一当院宝物　宣如上人御作御一重切花入者最頂院院主六十賀於京都被催ゟ節　宣如様御祝千世、友と銘を被遊、右之花入へ御染筆ニ而千世友光従と被成、成賢院家頂戴難有事也

一成賢院主中風被相煩、住職之内ゟ成了院主茂寺務在之ゟ也

一覚如上人御影寄進三州ゟ被引移ゟ、本多刑部卿左衛門也、法名風残、酒井雅楽頭殿国家老知行二千石意気揚（イキヨリ）刑部左衛門是也、成空法印代也、右本多刑部左衛門ハ当院之旦頭也、子息刑部左衛門之代ニ成、旦頭之所、当寺取扱軽ゟ抔と難題を被申、成賢院主と兼而不和也、併表向無故障三州中ノ卿浄妙寺ハ、先祖ゟ檀那寺其上一類故此新発意超宗を呼、一寺を建立此門徒ニ成度旨ニ而最頂院院主へ被相願ゟ所領掌在之ゟ、仍取立ゟ寺今之前橋政淳寺是也

一蓮如上人御影寄進小野田七郎兵衛尉ハ雅楽頭殿江戸家老知行千石法名浄了、教如上人御影寄進ハ右之小野田七郎兵衛と山本忠左衛門尉也、右忠左衛門茂雅楽頭殿江戸家老知行千石法名了益、右三人共ニ当寺門徒也、此両幅ハ成賢院主之代也、願主ハ敬了院主也

一三村留主（ママ）居輪番徳念子最頂院々主弟子ニ成、法名順西、後ニ専西とも言、留主居輪番申付被置ゟ、其後寺号願度旨ニ而、寛永年中　御本山へ願上願正寺と　御免、順西子了念、即往院々主弟子と成、願正寺ニ申付留主居輪番被申付置ゟ、其後飛檐相願度旨、即往院々主へ了念願ゟ所、是迄前橋寺中并三村輪番威儀僧ニ而、前橋寺中之常末席ニゟ所、飛檐ニ相成ゟ而ハ前橋寺中へ差障りゟ間難成旨、即往院々主被申ゟ所、飛檐ニ相成ゟ而も前橋御寺中と座次第出勤可仕旨申ゟニ付、飛檐相願遣ゟ也

一寛永年中成賢院主暫御鍵被勤ゟ也

一慶安二年成賢院主隠居、最頂院と　御免、夫より敬了院主住職、法名成了と被改ゟ也

一宣如上人成了院主へ茂最頂院々主同様ニ御懇被成下ゟ也

一慶安三年三月三日夜自火ニ而、両堂、書院、庫裏、寺中悉炎上、其砌迄ハ御宝物別々之箱へ奉入、奥之押込ニ棚を釣ゟ而安置之由也、然所急火大風故、御堂　本尊様　御真影様始安置之御影漸奉巻出、成然上人自作木像へハ御背へ火付ゟ而漸出之ゟ、仍而今ニ少々焼給ふ跡在之ゟ、御宝物茂漸奉出ゟ躰故取残シゟ品、御宝物之内ニ茂焼失有之也、右之躰故伝来之諸軸并記録類悉焼失、時節ニ者可有之ゟへとも歎敷事也、火鎮り御宝物安置之押入之跡灰を取除ゟ所、　蓮如上人御自画御影計残リ給ふ、尤御裏并表具絹地左右　御名茂半分焼失御身斗無恙、誠末代之不思議奇特也、仍而火中出現之御影と奉称也、其以来長持二ツ江御宝物并諸軸等一所ニ入安置、非常之節ハ　御堂安置と右二長持奉出様ニ被致置ゟ故、板屋町へ引移、数度之類焼ニ御宝物并大切之品者無恙也

一成了院主ハ唐流之能筆号大沢、真跡之掛物等于今在之、一生独身ニ而手跡茶を被楽異人也、然ニ炎上之事偏ニ予の不徳也、早ク隠居在之度旨ニ而住職を了玄へ被譲度段、最頂院々主并門末へ被申達ゟ所、各一統ニ差留ゟへ共是非隠居之望ニ付、各承知有之ゟ、然所了玄被申ゟ者、ケ程ニ修学ゟ間、何卒僧正迄昇進之願望ニゟ間、住職ハ法泉寺宮内卿へ御譲リ被成ゟ様ニと辞退在之ゟへ共、舎兄之事ニゟ間、是非当寺相続在之ゟ様ニと両院主并門末一統ニ懇望在之ゟ条、左ゟハハ帰本宗本家相続致ゟ義茂本望之事ニゟとて、当寺へ帰リ六丸と称、得度継目在之、公名三位法名成誓と号、新知恩寺規屋和尚ゟ授リゟ血脈等ハ不残大光院末前橋片貝町正幸寺江被相納ゟ、規屋和尚之六字名号一幅当寺ニ被残置ゟ也、右血脈ハ浄土宗ニゟへハ往生之節棺へ入葬ゟ由也

一成了院主慶安四年隠居、還相院と御免、夫ゟ成誓院主住職也

一大猷院様御他界之節、成誓院主公儀へ被願上ゟ趣者　権現様依　上意木像御影様　御本山江差上ゟ訳、御紋　御免之義荷徳院へ御懇被成下拝領物等有之ゟ趣、具ニ及言上御諷経納経相勤度旨、酒井雅楽頭殿清忠御大老御役中御取持ニ而被願上ゟ所、則　御許容在之、於東叡山被相

務御布施頂戴在之ゟ也

一右之以由緒成誓院主被願上　巌有院様御代替御礼願之通、乗輿独礼仰付被相勤、御時服拝領雅楽頭殿(忠清)御取持也、夫ゟ御年頭乗輿独礼正月六日被勤ゟ也

一承応三年成誓院主往生、跡目之義江戸法泉寺宮内卿貰戻相続在之ゟ様ニ遺言、最頂院々主、還相院々主ニ茂外ニ血脈無之義可然旨ニ而、法泉寺へ右之段申遣ゟ所、餘間地ニ御取立茂宮内卿貰ゟ故之事ニゟ間、相戻ゟ義歟敷ゟ得共、本家相続之義ニゟ間無是非ゟ、御戻可申旨ニ而宮内卿被帰継目在之、夫ゟ住職法名成悉と改、実円ハ実名ニ被致ゟ、又後ニ法名成実と被改ゟ也、成誓院主贈院号専称院と　御免なり

一巌有院様御代成悉院家如先規、正月六日御年頭乗輿独礼三ヶ年ニ一度宛被相勤ゟ、然所壮年之中病身ニ付久々不罷出、病気之御断不被申上故自中絶ニ相成ゟ也

一最頂院成賢院主似影　琢如上人江成悉院主被願上ゟ所　似影装束鼠地紋法服ニ被成下、就夫家紋之義十六重菊ニ而御座ゟ旨申上ゟ所、禁裏江御遠慮依有之家紋可被下旨ニ而合蝶紋被下ゟ、紫紋白五條右似影銘御裏御染筆被成下ゟ也

一同砌　琢如上人以　思召御諱字拝領被　仰付ゟ、成悉院主被申上ゟハ教如上人成空大僧都江御法名之御字拝領被　仰付ゟ、然とも成然上人以来成之字歴代伝来之処、只今改ゟ義難仕旨御断被申上ゟ、乍恐　御字実名ニ拝領仕度旨被申上ゟ所、勝手ニ致ゟ様ニと被　仰出ゟ、仍而実円を英見と被改ゟ、実之字を法名ニ加へ成実と被改ゟ也

一淳寧院様　泥洹院様即往院成実院主へ御懇被成下、上京之節御料理被下置、旅宿へ御菓子抔頂戴在之ゟ也

一当寺慶安年中焼失後假堂假家之砌、酒井雅楽頭殿(忠清)御代馬乗小路用地ニ付、明暦二甲年板屋町ニ境内給リ被引移ゟ、表通境内ハ板屋町也、本坊有之ゟ所ハ前代田村分也、当寺引移ゟ而ゟ板屋町分ニ成ゟ、此節為引料寺領二十石蔵米也、永々寄附在之ゟ、今境内是也、馬乗小路、板屋町、前代田村共ニ群馬郡也

一板屋町江引移御堂建立之普請ニ取掛ゟ処、雅楽頭殿(忠清)思召ニ而御堂上道具材木不残寄附有之ゟ也

一慶安三年当院炎上之節焼残給ふ　蓮如上人御自画御影御修補之御裏被成下ゟ様ニと、同砌焼失し給ふ　法然聖人御自画御影、成実院主自筆を以写被置ゟ、右御影江御名御裏御染筆　常如上人江被願上ゟ所、則願之通御裏ニ　蓮如上人御影ハ修補之　法然聖人御影ハ写之、則御染筆被成下ゟ、一谷山妙安寺常住物也と山号被成下ゟ也

一即往院々主ニハ画数寄ニ茂金英堂得生と号ス、右　法然聖人御影茂被写之其外掛物等于今有之ゟ也

一還相院成了院主似影　常如上人へ成実院主被願上ゟ所、最頂院々主似影之通ニ　御免銘御裏　御染筆被成下ゟ也

一三村掛所須弥檀之義成実院主被願上ゟ所、須弥檀之義ハ難成御事ニゟ得共、当寺御堂自余ニ相替ゟ御事被　思召上、願之通　須弥檀　御免被成下ゟ、則　御免状在之、委細ハ粟津右近尉書状ニ有之ゟ、御礼銀十枚被差上ゟ、尤病身ニ付以使僧被願上ゟ也

一依連々願宝物諸国抜露　御免、則證状在之ゟ、成実院主御宝物被入御拝覧ニ諸国巡回之積ニゟ所、掛所一乱ニ付此一件ニ取掛抜露も無之由也

一貞享元年　常憲院様御朱印御改之節、成実院主、三村領主牧野備後守殿江下総関宿城主也御朱印御改ニ付、出府之段相断、夫ゟ公儀江戸御奉行御改所へ被罷出　御朱印写差上御改相済、　御朱印ハ追而可被成下旨帰国在之ゟ様ニ被仰渡ゟ、仍而前橋へ帰寺ゟ也、直ニ　御朱印頂戴被　仰付ゟ由之所、此節御大老堀田筑前守殿を御若年寄稲葉石見守殿於　御城被指殺色々之事ニ而騒々敷、夫故　御朱印追而可被成下旨ニ而　御朱印地之分帰国被仰出ゟ由也、又間茂無之出府ハ諸寺社難義も可有之旨ニ而、其所々之御代官領主地頭江相渡リ頂戴被仰付ゟ由也

三、昭和五十三年度前橋市指定文化財

史跡本城氏の墓三基

一、所　在　地　前橋市紅雲町一丁目九番十四号　長昌寺内
一、管　理　者　前橋市紅雲町一丁目九番十四号
　　長昌寺代表役員　住職　栗木虚堂
一、現　　状

長昌寺山門内右手に三基が並んでおり、向かって右（東）と中央の二基は、空・風・火・水・地と、それぞれ五輪に刻み、右の塔には地輪に「羽州油利之住、鏡清院殿明窓春光大姉逆修、寛永十六、正月吉日」とあり、中央の塔には、地輪に「明窓に貝珠大禅定尼、寛永十四年丁丑正月二日」とある。また向かって左の一基は、五輪に梵字で一字づつ種子を刻んである。この種子は、キャ・カ・ラ・バ・アーンクの五字で、アーンクは大日如来でありこれらの種子は、東方発心門を表わすものである。地輪には、「羽州油利、本城主氷正、寛永七年庚丁五月十三日」と刻まれてある。（「主氷正」の「氷」は「水」が正しいのであるが、ここでは「氷」の字が刻まれている。）

左右中央何れも安山岩で、高さは、向かって右が二三七㌢、中央が二四〇・五㌢、向かって左が一九六㌢である。

一、由　　来（徴証）

慶長七年（一六〇二）徳川家康から出羽国五十七万石を賜わった最上義光の最高の家臣に楯岡満茂があり、満茂は現在の秋田県本荘市と由利郡にあたる由利一円四万五千石を与えられた。満茂は、最初湯沢城にいたが、次いで赤尾津に移り、更に尾崎山を開拓して尾崎城を築きこれを本城とした。この時楯岡姓を改めて、本城豊前守と称するようになった。

最上義光に始まる最上家は、第三代義俊に至って、家臣団の不和対立の内紛から、出羽五十七万石を没収された。

この最上家の改易によって、元和八年（一六二二）本城城も破却を命じられ、多数の浪人を生ずるに至った。このとき本城豊前らは、厩橋城主酒井忠世に客分として預けられ、同家に召抱られることになった。酒井の家臣は、これを最上衆と言ったことが、前橋領及び酒井家の制度や史実を記した『直泰夜話』（第四十七項及び第二百九十二項）と『前橋市史』（第二巻）に出ている。

当時豊前とともに前橋に来た者は、百五十石に達したと言われ、豊前は三千石を与えられたが、自分は千石を領して隠居生活をなし、二千石は他の者に頒けたと言われる。

豊前らが酒井家に預けられてから、百二十七年後の寛延二年（一七四九）、酒井氏は、姫路移城となり、最上衆もこれに従った。中でも、豊前守五代の孫本城団右衛門は、番頭として城交代の際奔走したことが、これも『直泰夜話』にある。

この姫路移城から六十二年後の文化八年（一八一一）豊前の後裔である本城満主は、たまたま城主の参勤交代に従って江戸にいたので、家臣の奥大夫を前橋に遣し、前橋柿宮長昌寺に祖先の墓を尋ねさせた。奥大夫は、その時荒廃した墓を修理し、絵図面を描いた。その時の絵図面によると、当時長昌寺には、初代満茂の位牌を始め、初代満茂、二代親茂、三代満旨、四代満武、その他一族の墓石十九（このうち五輪塔四）、石仏二体があったことが、神戸在住の本城氏の子孫の家から発見された。しかし文化八年の調査から百六十七年を経た現在では長昌寺には、前記三基の五輪塔が残っているだけである。

これは、利根川の洪水のため、寺域が川に欠け落ちた際流されたのではないかと言われているのと、同寺が再三の火災（近くは明治三十五年）にも遭っているので、他に史料として見るべきものは何も残っ

ていないのが現状である。

現在の三基の五輪塔は、向かって右は、本城豊前守満茂が、寛永十六年（一六三九）一月二十一日厩橋で他界したので、その夫人が直ちに造った自分の生前の墓で、夫人はその後二十九年を経た寛文八年（一六六八）十月十七日に亡くなっている。中央の五輪塔は初代満茂の二女で、大山内膳少輔に嫁した於陳女郎の墓とされている。また、向かって左の塔は、第二代親茂（本城主水正）の墓であるが、親茂は満茂の養子であり、満茂より九年早く世を去っている。親茂は、『直泰夜話』には、豊前守の家来の大身者の一人として、楯岡主水千石と記されている。

なお、秋田県本荘市史編さん委員会の『本荘城史考』によると、本城豊前守は、単に最上義光の家臣というだけではなく、実は最上宗家の直系の子孫とのことである。

一、調査者の意見

出羽国における最上氏の直系の子孫で、徳川時代に入って厩橋城主酒井氏に預けられた本城豊前守（楯岡満茂）一族が、本市長昌寺に葬られ、豊前守の夫人及び二代主水正（親茂）らの墓石（五輪塔）が、今なお長昌寺に残っていることは貴重であり、戦国武将の最上氏の興亡や、その直系本城豊前守の消長などを想わせるこの三基の墓石は（五輪塔）は、本市の史跡として指定することが、最も適当であると思料する。

（調査者　松田徳松）

史跡亀塚山古墳

一、所在地　前橋市山王町一丁目二十八番三号

一、所有者　前橋市

一、現状

かつて広瀬団地の付近は古墳の密集地帯であった。昭和十三年に刊行された『上毛古墳綜覧』によれば、百数十基の古墳の存在が確認されている。しかし戦中戦後の開墾や広瀬団地の造成に伴い、ほとんどの古墳は消滅した。亀塚山古墳はこの中で保存された数少ない古墳の一つであり、いわゆる帆立貝状の形態を呈している。

造出部は畑の区画の状態からすると、その尖端を十㍍程度削り取られていると推察される。また、墳頂部はかなり破壊を受けているが、全体的に保存状態はよい。

本古墳は広瀬川右岸に接して位置している。その東と西は道路で区切られており、南と北は畑となっている。しかし、その周囲は宅地化が急速に進んでおり、近い将来団地の一部となる可能性がある。

一、概要および性格

昭和四十二年の県立前橋工業高校歴史研究部の測量調査によると、墳丘部が著しく高く、造出部は低く短いいわゆる帆立貝式と呼ばれるものであり、まさに「亀塚」と呼ばれるのにふさわしい形状を呈している。その規模は

墳丘部　径　約四十㍍
　　高さ（周囲の畑より）　約六㍍五十㌢
造出部　長さ　約二十㍍
　　幅　約十五㍍
　　高さ（周囲の畑より）　約一㍍五十㌢

であり、墳丘の形状からすれば古式の古墳に多いものである。

『上毛古墳綜覧』によると、すでに発掘されたことが知られるが、埋葬主体部や出土品等については不明である。また、同書には周堀と葺石のあったことが記されている。埴輪片は数多く採集される。

以上、亀塚山古墳の概要を記したが、それに基づいて次のことが指摘できる。

(1)　本古墳は、かつて広瀬団地付近に所在した一大古墳群に属するも

ので、他の数少ない残存古墳とともに当時の様子を知ることのできる貴重なものの一つである。

(2) 県下でも例の少ない帆立貝式古墳と呼ばれる形状を示しており、その保存状態も概して良好である。なお、前橋市域では他にその例を見ないものである。

(3) 埋葬主体部の構造や出土品については不明であるが、墳丘の形状から古式の古墳と考えられ、五世紀頃に構築されたものと推定される。

(4) いわゆる広瀬団地古墳群は、群馬県で最も古いとされる前橋天神山古墳をはじめとして、史跡八幡山古墳、飯玉神社古墳を経て、七世紀前半とみられる金冠塚古墳へと連綿として続いている。こうした中で本古墳は、広瀬団地古墳群の歴史とその性格を知る上で、学術的に重要である。

（調査者　松島栄治）

四、昭和五十四年度埋蔵文化財発掘調査概報

1　芳賀東部団地遺跡

一、所在地　前橋市小坂子町字八王寺九〇三番　他一二七筆
二、調査年月日　昭和五十四年五月八日～昭和五十五年二月二十日
三、土地所有者　前橋工業団地造成組合　管理者　清水一郎
四、発掘調査の概要

本年度は第四年次の継続調査である。その結果、六・五*ha*を調査し、縄文時代ならびに奈良・平安時代の竪穴住居跡など総数三一四遺構を確認した。

(一) 遺構・遺物の数量

イ　遺構数　三一四

縄文時代　竪穴住居跡一一（前期）　ピット二七（前期および後期）、その他集石遺構

奈良・平安時代　竪穴住居跡八六　掘立柱建物跡八九、ピット四三、大ピット三　溝三〇

戦国～江戸時代　墓壙一二　井戸一　その他六

ロ　遺物量

縄文時代　土器・石器　パン箱四〇

奈良・平安時代　土器・鉄製品・石製品　パン箱一〇〇

戦国～江戸時代　石造品・貨幣・陶器破片　若干

(二) 遺構・遺物の概要

イ　縄文時代　前期（約六〇〇〇年前）に属する竪穴住居跡一一戸を確認し完掘した。これらは、住居跡内に焼跡のみ認められるものと、石囲の炉を設置したものとがあり、生活の発展した様子を具体的に示している。出土遺物の内土器は関山式・黒浜式・諸磯式等がある。また早期の貝殻腹縁文の施された土器片も発見さ

れている。

住居跡から離れてピット（穴）が計二七発見されたが、遺物を伴出するものは、わずか五遺構であった。特に七八号からは五個体分の完形に近い土器が出土している。また、後期の土器を伴出する六七号は、他のピットの埋土が非常にかたいのに比べてやわらかい土が埋めていた。これは意図的に埋めたものと考えられ、縄文時代の墓跡とも推定される。

ロ　奈良・平安時代　土師器をともなう遺構として竪穴住居跡・掘立柱建物跡・ピット・溝がある。竪穴住居跡は奈良時代から平安時代のものであるが、奈良時代の後半から平安時代の前半に考えられるものが多い。

掘立柱建物跡は今年度多く発見された。この内、二間×二間が全体の約四〇％、三間×二間も同様な割合で発見された。床面積は一五～二三㎡前後のものが多く、竪穴住居跡と同じ面積かやや大きい程度である。棟の方向は、磁北に近いもの、東に五度前後、同様に一〇度前後、同一五度前後にふれるものと西にふれるものに分類される可能性がある。時期は伴出遺物がほとんどなく、推定しがたいが竪穴住居跡との切り合い関係や、埋土等から平安時代の後半に考えられるものが多い。しかし、数は少ないが奈良時代に推定されるものも発見された。

出土遺物としては、鉄製品が約五〇点ある。完全な紡錘車をはじめ、鎌・鋤先・刀子・鋏具・釘・巡方・鉄鏃・鉈などがある。また、墨書土器も数点出土しており、判読できるものに「丹」・「林殿」などがある。

ハ　戦国時代～江戸時代　字八王寺を中心に五輪塔の空・風輪が出土し、近くから土壙や「コ」字状にめぐる溝が発見された。これは字名が八王寺であり、戦国時代から江戸時代ころのいずれかの時期に寺が存在したことが推定される。

2　山王廃寺跡第六次調査

一、所在地　前橋市総社町総社昌楽寺廻り地内
二、調査年月日　昭和五十四年七月九日～九月一二日
三、発掘場所　前橋市総社町総社二四一〇ノ一、二四一一
四、発掘調査の概要

(一)　遺構・遺物の数量

イ　遺構数

塔跡（西側の一部）	一
基壇建物跡	一
掘立柱建物跡	二（内推定一）
竪穴住居跡	四
溝状跡	五
ピット	一四

ロ　遺物量　瓦を主体としてプラスチック製パン箱約二五〇箱分

(二)　遺構の概要

本年度の発掘調査地点は、推定寺域内の中心部にあたる。塔跡の西側の様子、塔跡周辺の遺構の存在を確認するため、塔跡の北西に隣接する畑地内の三六八平方㍍を発掘調査した。

イ　塔跡　今回の発掘調査で、塔心礎より八・六㍍西側へ離れた地点の様子が明らかとなり、塔基壇の西端は心礎より西側八・六㍍以内にくることが判明した。すなわち、塔基壇の一辺長は一七・二㍍以内と考えられる。また、塔心礎より西側八・六㍍から一二㍍の間で、南北一〇・五㍍の範囲に、一〇㌢ほどの厚さで敷設された白色粘土面が認められた。そして、この白色粘土面上から、塔の屋根からずり落ちたとみられる多数の瓦を検出した。塔基壇の周囲には、基壇を取り囲むよう白色粘土が帯状に敷かれて

いたと推測される。

ロ　基壇建物跡　塔跡の西側に並列し、塔心礎と基壇の東端との間隔は一九・六㍍ある。N―5°―E方向に基壇の方位をとり、規模は確認した範囲で南北長一一・七〇㍍、東西長一六・六〇㍍ある。南面する建物の基壇と推定される。基壇の高さは現状で五〇㌢ほどあるが、すでに礎石を据えた痕跡も残っておらず、かなり上面を削り取られている。そのため、建物の形状、規模等は明らかでない。ただ、基壇の周囲より夥しい量の瓦が出土しており、建物の屋根は瓦で葺かれていたと推定される。基壇の周囲には角閃石安山岩截石の破片がわずかに残っており、このことから、角閃石安山岩の截石を化粧石に用いた「壇上積み基壇」であったとみられる。また基壇は構築面上に白色粘土、褐色粘土等を「版築」によって積み上げている。

ハ　掘立柱建物跡　塔心礎の北方四〇㍍付近に位置する。北西方向（N―30°―W）に建物の方位をとる側柱の建物跡である。調査範囲内で南北四間東西二間分を確認した。各柱間は南北各二一〇㌢、東西各一八〇㌢と推定される。

ニ　竪穴住居跡　塔跡の北方で二軒、西方で二軒確認した。いずれも全掘していないが、塔跡西方の住居跡は出土土器の様相から古墳時代後半頃の時期と推定される。とくに、この二軒の住居跡は、重複関係より塔跡及び基壇建物跡に先行することが判明している。

ホ　その他　塔跡の周辺からは、瓦溜り状のピットや溝跡が存在するが、その大半は塔の崩壊以後のものとみられる。しかし、塔築造後で崩壊するまでの間に限定されるものもある。

(三)　遺物の概要

塔跡と基壇建物跡の中間地帯を中心として夥しい量の瓦が出土した。この内その大半を丸瓦・平瓦の破片が占めるが、軒丸瓦、軒平瓦の破片も多数存在していた。軒丸瓦は今回新たに五種類確認され、合計十二種類になった。また軒平瓦は重弧文軒平瓦が大半を占め、中でも三重弧文軒平瓦が主流を占めている。丸瓦・平瓦は、その中に塔使用瓦として明確に認められるものがある。そして、これらの瓦の中で、文字瓦が一〇〇片以上発見され、中に「放光寺」「方光」、「寺」等寺名に関連するとみられる文字瓦も含まれており、山王廃寺跡の性格を知る上で貴重な資料が多数得られた。

(四)　まとめ

本年度の第六次発掘調査によって、塔跡の西側の様相が一部明らかとなり、塔基壇の周囲に白色粘土帯の敷設されていたことが判明した。また、基壇建物跡は、その方位を塔心礎の放射状溝の方位（N―3°30′―E）とほぼ同じにとること、そして、同一の構築面上に築造されていること等から、塔と関連する建物の跡とみられ、その位置、基壇の造り方から「金堂跡」と推定される。掘立柱建物跡はその方位の違いから塔跡・基壇建物跡とは時期を違える建物の跡であり、前年度検出の掘立柱建物跡群（掘立2～6）と同じものとして考えられる。そのため、塔の北方にはそれと同一時期の建物の存在しないことが明らかとなった。

塔跡・基壇建物跡の周囲から出土した多量の瓦は、今後の検討に待たなければならないが、その様相から、創建期に遡り得るものから奈良時代以降に降るものを含んでいることは明らかであり、塔・基壇建物が比較的長期間にわたって存在していたことが推定される。また、文字瓦の中にみられる「放光寺」等は、「山上碑」、『上野国交替実録帳』に「放光寺」の名が見え、それとの関連をも検討する必要が生じてきた。

3 富田南部遺跡群（土地改良事業に伴う事前発掘調査）

一、所　在　地　前橋市富田町中前、細田、東原、東曲輪、計二十一筆
二、調査年月日　昭和五十四年五月二十一日～昭和五十四年九月十九日
三、発掘調査の概要
(一) 調査面積　約一二、〇〇〇㎡
(二) 遺構・遺物の数量
イ　遺構数
縄文土器伴出の竪穴住居跡一　同時代のピット三
古　墳　八
土師器伴出の竪穴住居跡八
古　墓　墳墓約五十
その他三十（井戸七、溝十九、ピット四）
ロ　遺物量
古墳にかかわるもの　埴輪、土器、石製品等　パン箱十一
住居跡、その他にかかわるもの　土器、石器、鉄製品、貨幣等　パン箱十三
古墓にかかわるもの　板碑、宝塔、骨蔵器等　パン箱五十六
(三) 遺構・遺物の概要
イ　縄文土器伴出の竪穴住居跡及びピット
竪穴住居跡は、ほとんど全面が七号墳の周堀によって壊されていたが、前期に属する土器・打製石器が発見された。約六〇〇〇年前の生活の跡を実証するものとして貴重である。
ロ　古　墳
○おとうか山古墳（上毛古墳綜覧・荒砥三四号墳）については、周堀のあることを確認した。周堀は、外側東西径二十八㍍、南北径二十九・五㍍で、幅約七㍍であった。特に、東側に幅三㍍の「渡り」で周堀がきれる玦状周堀を持つ円墳であることが確認された。
一号墳から七号墳の墳丘については、耕作により削平されてしまっていた。内部主体は、一号墳で粘土の分布が、二号墳で石室の一部が確認できたほかは、ほとんど残っていなかった。しかし、この地区には、比較的小規模な円墳が密集して造られており、特に四・五・六号墳の周堀は切り合っていて、古墳の変遷を知る上で貴重な資料が得られた。
ハ　土師器伴出の竪穴住居跡
八軒とも、溝または井戸等で壊されたり、重複（五号住居跡と七号住居跡）したりしていて、完全な形では調査しえなかった。また、いずれも耕作による破壊がすすみ、竈も良好な状態では検出できなかった。しかし、これらの住居跡は、奈良・平安時代ころの集落の一部を示すものとして貴重である。
ニ　古　墓
五号墳、六号墳の南側の斜面に東西に連なって造られた古墓を発見した。直径約三㍍～十五㍍の川原石を一面に敷きつめた中に、板碑九個体分（内、完形は五、年号の刻まれたもの三＝徳治三年、元亨一年、貞和四年）、宝塔の部分二十三、骨蔵器五を検出した。規模は、東・西・南縁部の石の崩れ方がひどく、しっかり残っていなかったので、明確につかむことは困難であったが、石の残っている部分で、東西約二十七㍍あった。古墓全体は、いくつかの区画に分けられると考えられる。しかし、長い時間の経過の中で造りあげられた形跡がみられ、重複するものが多く、明確に区分することは困難な状態であった。
この古墓は、中世から近世初期にかけての仏教文化を理解する上で貴重な資料である。
ホ　井戸、溝、ピット等

溝十九の内、ほぼ南北方向に掘られたもの九、東西方向に掘られたもの九、それに、おとうか山古墳の周堀の一部を利用するかのように、周堀の底部に、東から南に沿って作られたもの一であった。特に土師四号住居跡の北側を東西に掘り込んだ溝には、この溝に伴って作られたものであるかどうかは明らかでないが、北側の縁にしっかりした石組みが検出された。これらの溝は、井戸、ピットとともに、生活、生産に関係する遺構として貴重なものである。

4 西大室遺跡群（土地改良事業に伴う事前発掘調査）

一、所在地　前橋市西大室町大稲荷三四〇―七、三四〇―二番地
　　前橋市西大室町七ッ石三二四番地外　二筆　計五筆

二、調査年月日　昭和五十四年八月十日～十月十三日

三、発掘調査の概要

(一) 調査面積　約一〇、〇〇〇㎡

(二) 遺構、遺物の数量

イ 遺構数

縄文時代　ピット　一

古墳時代　古墳　五　円墳　横穴式両袖型石室　三（内前庭付設二）
　　墳丘、主体部不明　周堀の一部発掘　一
　　墳丘なし　箱式棺状竪穴式石室　一

ロ 遺物量

縄文時代　なし

古墳時代　墳丘上、周堀内　石室内　前庭部より出土。
土師器（坏）須恵器（甕、高坏、提瓶、平瓶等）、
円筒埴輪　鉄製品（直刀、馬具、鉄鏃、くぎ、棺飾等）　人骨、歯等々、整理箱　十五箱分

(三) 遺構、遺物の概要

荒砥六八号墳（上毛古墳綜覧）（大稲荷古墳）

本古墳は、東西径約四十四㍍二段築造で周堀を有する円墳である。葺石は、羨道前の左右に約三㍍に裏込め部までで全体にはない。

石室は、南に開口する自然石（輝石安山岩）乱石積両袖型の横穴式石室である。玄室は、長さ五㍍八十五㌢奥巾二㍍八十㌢の矩形であり床面から天井までの高さは三・一㍍で巨石巨室の石室である。羨道は、盗掘及び墓地の石垣用として抜きとられ破壊されているためはっきりしないが約三㍍で短かい。羨道前には、ローム層を掘り窪めた前庭が付設されている。形状は完掘してないのではっきりしないがU字型の墓道状になる。

遺物は、石室内から人骨、歯、馬具、耳環等が出土しているが荒れていて位置不明なものが多い。前庭部からは、提瓶、平瓶、高坏、坏等の土師器、須恵器が出土している。基盤は、ローム層まで堀りこんで構築されている。

荒砥七〇号墳（上毛古墳綜覧）

径約四十㍍、高さ七㍍であり周堀を有する円墳である。墳丘は、自然丘陵を整形し盛土していて葺石は認められない。

石室は、南に開口する自然石（輝石安山岩）乱石積の両袖型横穴式石室で巨石巨室に属する古墳である。玄室は矩形で中央部に間仕切りを付設してあり床の高さは二五㌢の段差がある。羨道部には、框石が置かれ、その天井部には楣石が架設されている。框石の前には、障壁に使用されたと思われる自然石二石が倒れた状態で出土している。塡塞は間詰である。羨道前に、自然石を平積み（下部）及び小口積みをした前庭が付設されており平面は台形状である。

遺物は、玄室から人骨、鉄鏃、耳環等、前庭部より高坏、つぼ、坏等の須恵器、土師器が出土している。

荒砥七二号墳（上毛古墳綜覧）

径十六㍍、高さは東側から三㍍五十㌢、西側は一㍍の山寄せの円墳である。周堀を有する。

石室は、南に向かって開口し自然石（輝石安山岩）乱石積の両袖型横穴式石室である。玄室は、胴張りがあり玄門を有し床全面に小礫が一面に敷きつめられている。羨道部には、框石が置かれ天井部に楣石が架設されている。墳塞の構造は間詰めである。

遺物は玄室内より刀三振、馬銜、棺飾、鉄鏃、釘、須恵器等が出土している。

基盤になる地層は、荒砥六八・七〇・七二号墳ともにC軽石、FPの混入した黒色土層であり、FP降下後数十年程経過後築造されたものと思われる。（C軽石＝浅間山、FP＝榛名山の噴出物）

七ツ石Ⅰ号墳

荒砥七〇号墳の墳丘上西裾部に所在する。七〇号墳の周堀により本古墳の周堀が切られている。周堀は、ローム層まで掘られている。周堀内の下層部にFPの推積した層がありその面上から円筒埴輪、壺等が倒れた状態で出土している、円筒埴輪には、 、 の線刻が付けられている。

主体部不明である。

七ツ石Ⅱ号墳

荒砥七二号墳の墳丘北裾部に位置し、主体部は、浅間C軽石、榛名山FP軽石の混入した黒褐色土層の下部に所在する。墳丘はなく、ローム層まで掘りくぼめられている。

主体部は、箱式棺状竪穴式石室で長さ一・七五㍍、最大巾〇・四三㍍である。石室外側は、白色粘土でおおわれている。遺物は、存在しなかった。

ま　と　め

横穴式石室の古墳は、高麗尺で企画されていたようであり、前庭付設、胴張りのある石室等では古墳構築の変遷を知る上で新たな貴重な資料が得られた。

5　清里南部遺跡群（土地改良事業に伴う事前発掘調査）

一、所　在　地　前橋市青梨子町四八〇番地　他二十九筆

二、調査年月日　昭和五十四年十月十一日～十二月二十七日

三、発掘調査の概要

(一)　調査面積　九、三二〇㎡

(二)　遺構・遺物の数量

イ　遺構数　六十八

縄文時代　ピット一

平安時代　竪穴住居跡二十七　ピット十八

中世（鎌倉～戦国時代）　地下式土壙二　溝八　井戸六

江戸時代　柱穴状ピット群一　ピット五

ロ　遺物量

縄文時代　土器　石器　パン箱一

平安時代　土器　鉄製品等　パン箱三十三

中　世　陶磁器　石製品等　パン箱六

江戸時代　貨幣等二十三点

(三)　遺構　遺物の概要

本遺跡の発掘調査は、清里南部土地改良区予定地内の道路、水路及び水田転換地に対して実施したものである。遺跡は榛名山の東南麓にあたり、西は八幡川、南は比高三～四㍍の浅い谷に面する扇状台地の末端に位置している。検出された遺構、遺物を観察すると奈良時代以前のものはほとんど見られず、縄文時代前期の土器片の散布や、それを埋土中に含む不整形のピットを確認したのみで、その

他は全て平安時代以降のものである。

イ　平安時代

この時代の遺構は竪穴住居跡を中心とするもので、検出した竪穴住居跡の総数は二十七軒である。

水田転換地（EF区）および水田転換地にはさまれた道水路部分（D区東端）から検出された竪穴住居跡の分布をみると、北群（E区北端）・中群（E区南端・D区東端）南群（F区南部）の三群に分れ、出土遺物や住居跡の存在形態に差異が認められる。

北群は土師器と須恵器を伴出する住居群で四軒、重複二ヶ所、その他二の計十軒を数える。二十七号住居跡では、床面直上からフイゴの羽口が出土し注目される。また、住居跡の埋土中から鉄滓や羽口片が多量に出土し近くに製鉄関係の遺構の存在が推定される。南群は台地南端に近い所に位置し十二軒確認された。そのうち十軒は約二〇〇㎡の範囲内に激しく重複して認められた。また、この重複部分の範囲内からは出土遺物として灰釉陶器（埦・皿・段皿等）三彩・緑釉・風字硯・青銅製帯金具（巡方）鉄鏃、墨書土器等があり注目される。中群には重複のない4軒の竪穴住居跡があり、カマド内壁に丸瓦を利用したもの（一号住居跡）羽釜片や、いわゆるかわらけの出土したもの（十四号住居跡）等がある。

以上のように本遺跡では平安時代以降に人の住みついた形跡や存在形態の異なった住居群が認められるがこれらの内容の相違が何に起因するか今後の検討によるところが大きい。本遺跡は南に近接する推定国府跡・上野国分寺跡・山王廃寺跡等を含めたこの地域の古代の歴史を解明する上で欠かせないものとなるであろう。

ロ　中世

地下式土壙は南北に接して二基並んでいた。大小の差はあるが二基とも同じ構造である。ともに天井の落下した状態で検出された。大きさは床面で、二、六五m×一、六五mの矩形で、両者とも床面より約八〇cm上った所でドーム状、あるいは舟底型を思わせる天井をもつとみられる。東側には階段状の降り口がある。遺物等の出土はないが、中世に鎌倉周辺で営まれたやぐらと呼ばれる墳墓に似た構造を持つ。

井戸はロート状の形状を有するもの四、円筒状のもの一である。これらのうち五基はほぼ一ヶ所に集中していた。（C区南半）遺物は底に近い所や埋土中から石臼や板碑等の破片が投げこまれた状態で出土した。他の一基（E区）は東に離れて存在し遺物等は出土しなかった。

溝は巾数mから約一mのものまである。井戸の集中した地区（C区南半）の溝中からは、同地区の井戸同様の出土遺物が見られた。他地区（E区）の溝は出土遺物等もなく、性格・年代等不明である。

以上これらの出土遺物や遺構を見ると居館址との関連も考えられる。

ハ　江戸時代

地下式土壙の南から一群の掘立柱々穴が検出された。柱穴内から寛永通宝の出土したものがあり、江戸時代のものと推測される。間取等は不明である。

五、文化財調査関係写真 上泉郷蔵関係

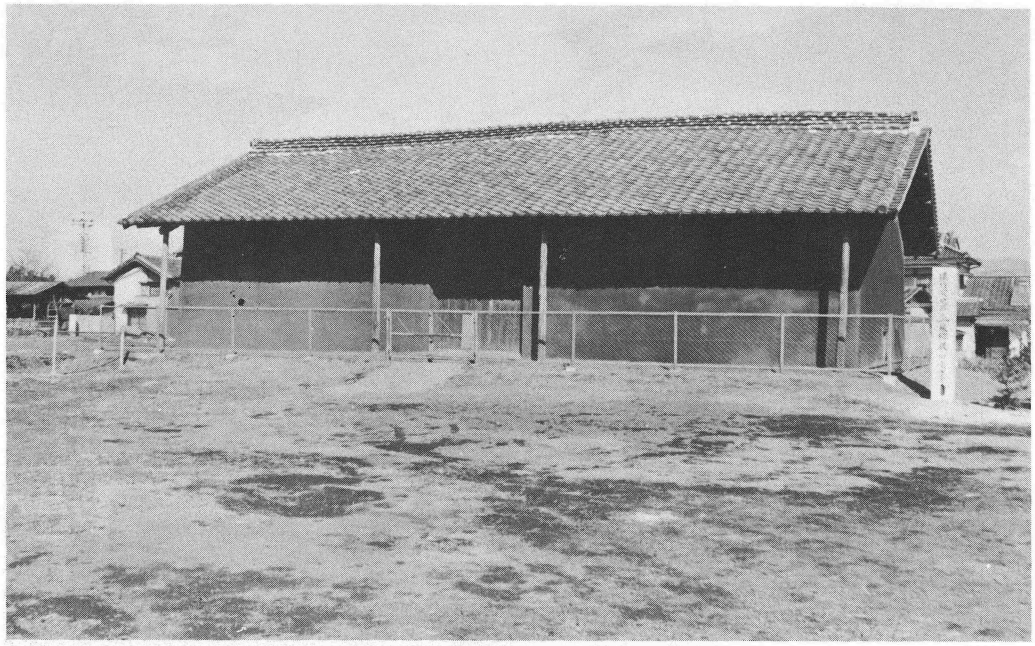

上泉郷蔵（昭和26年群馬県指定史跡）

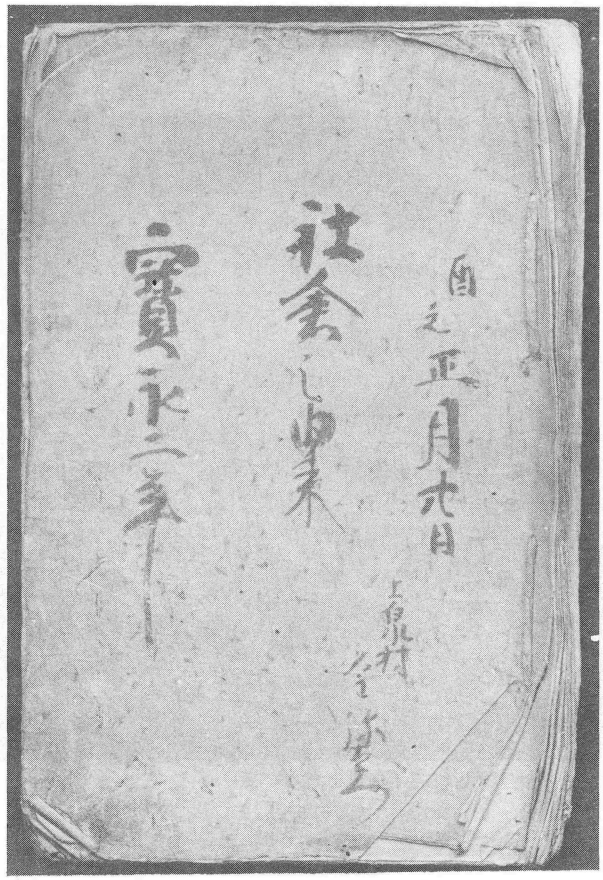

社倉之由来
宝永二年酉之正月六日

昭和53年度前橋市指定文化財

本城氏の墓三基(昭和53年前橋市指定史跡)

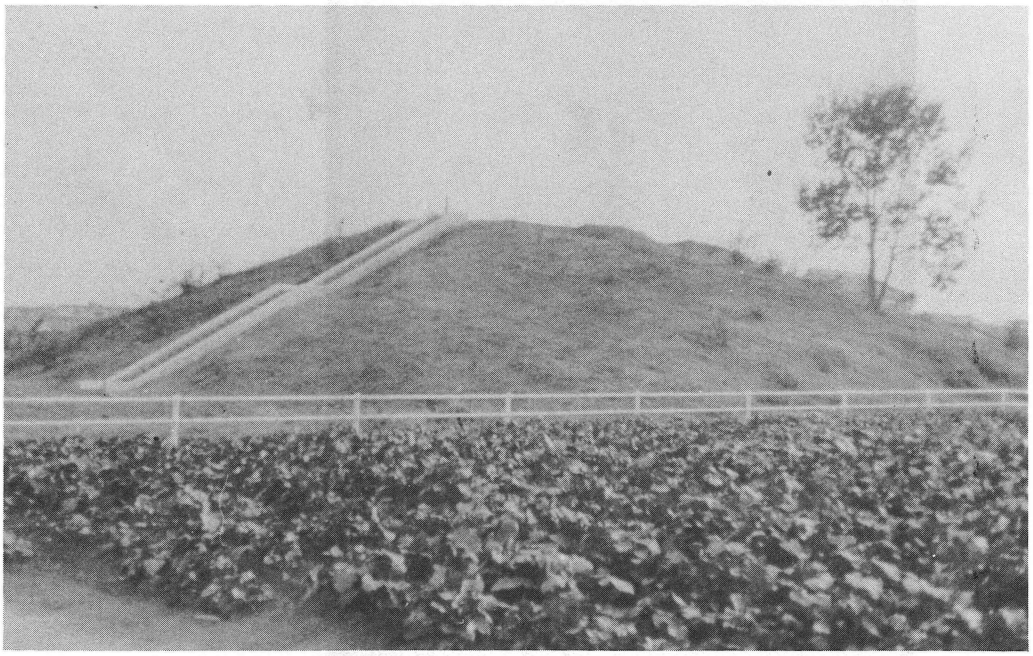

亀塚山古墳(昭和53年前橋市指定史跡)

昭和54年度埋蔵文化財発掘調査

芳賀東部団地遺跡第４次調査
Ｈ－253号住居跡

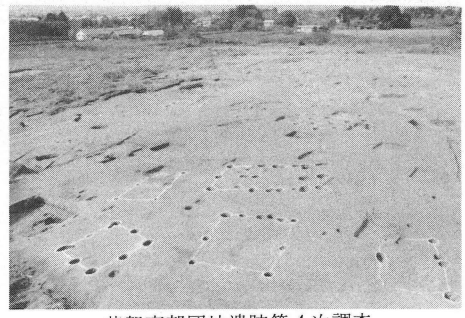

芳賀東部団地遺跡第４次調査
掘立柱建築遺構群

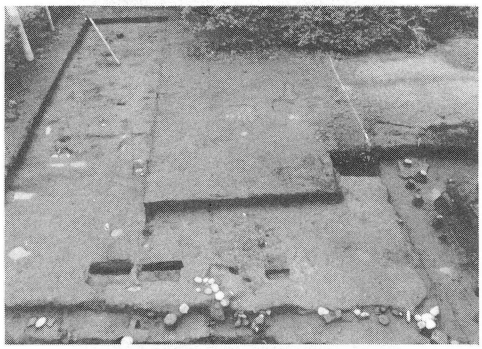

山王廃寺跡第６次調査
基壇建物跡

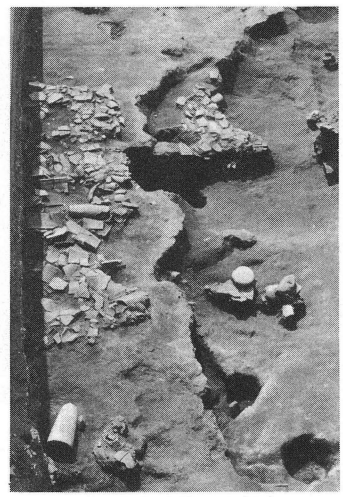

山王廃寺跡第６次調査
塔使用瓦推積状況

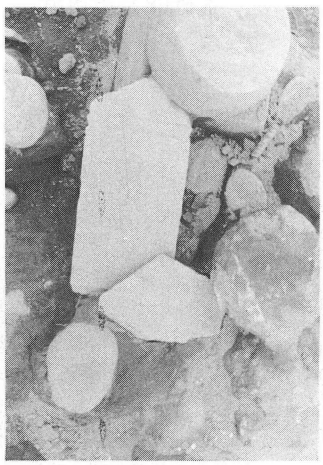

富田遺跡群第１次調査
板碑・五輪塔等出土状況

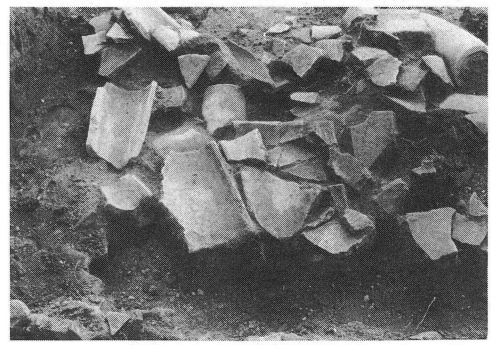

山王廃寺跡第６次調査
文字瓦出土状況「放光寺」

富田遺跡群第１次調査
Ｈ－１号住居跡

富田遺跡群第１次調査
古墓出土状況

西大室遺跡群第１次調査
荒砥70号墳前庭

西大室遺跡群第１次調査
荒砥68号墳奥壁

清里南部遺跡群第１次調査
住居跡重複状況

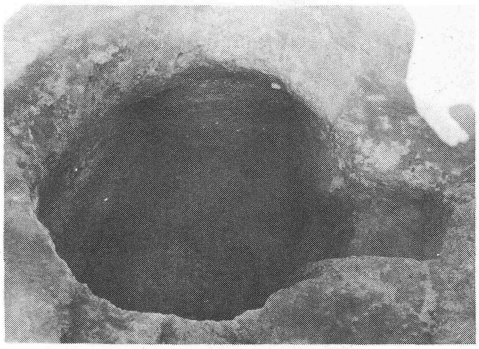

清里南部遺跡群第１次調査
地下式土坑

前橋市文化財調査委員

（議長）山田武磨
（委員）松田徳松
中沢右吾
丸山知良
松島栄治

前橋市教育委員会
社会教育課文化財保護係

課長　藤沢守夫
次長　若林健二
係長　相沢貞順
主任　福田紀雄
〃　木部日出雄
〃　中村富夫
〃　福田充裕
〃　池田茂則
主事　松村親樹
〃　唐沢保之
〃　富沢敏弘
〃　井野誠一
〃　飯塚誠
〃　川崎始
主事補　田口正美
〃　入内島裕美
〃　杉浦つや子

昭和54年度
文化財調査報告書　第10集

印刷　昭和55年3月25日
発行　昭和55年3月30日
発行所　前橋市千代田町一丁目8—8
前橋市教育委員会事務局
社会教育課（電話32—6538番）
印刷所　前橋市大手町三丁目6—11
有限会社　原田印刷所
電話31—2665番㈹